

令和7年12月1日（月曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 影 山 孝 男	2 番 三 瓶 一 壽	3 番 大 内 広 信
5 番 山 崎 ふじ子	6 番 石 井 一 正	7 番 小 林 孝
8 番 松 村 妙 子	9 番 三 瓶 文 博	10 番 篠 崎 聡
11 番 橋 本 善一郎	12 番 佐久間 正 俊	13 番 影 山 常 光
14 番 遠 藤 亮 子	15 番 鈴 木 利 一	16 番 影 山 初 吉

2 欠席議員は次のとおりである。

4 番 佐 藤 弘

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 今泉 喜徳	書記 横田 涼
	書記 佐藤 祐梨子

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	嶋 原 健 二	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	影 山 清 夫
子 育 て 支 援 課 長	大 内 広 三	産 業 課 長	遠 藤 晃
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	橋 本 泰 寿
教 育 長	渡 辺 和 也	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	伊 藤 晴 之		

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和7年12月1日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 57 号 財産の無償譲渡について
- 第 5 議案第 58 号 財産の無償譲渡について
- 第 6 議案第 59 号 三春町特定乳児等通園支援事業の運営に関する条例
- 第 7 議案第 60 号 三春町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
- 第 8 議案第 61 号 三春町岩江児童クラブ施設設置条例
- 第 9 議案第 62 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 63 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 64 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 65 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 第13 議案第66号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第67号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第68号 三春町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第69号 令和7年度三春町一般会計補正予算（第5号）
- 第17 議案第70号 令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第71号 令和7年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第72号 令和7年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第73号 令和7年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第21 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第22 陳情第7号 「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出について
- 第23 陳情第8号 「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について
- 第24 陳情第9号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について
- 第25 陳情第10号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書
- 第26 陳情第11号 保育士配置基準の引き上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 皆さん、おはようございます。

始まる前に、4番佐藤弘議員が体調不良で2週間の入院が必要ということで入院しておりますので、定例会12月会議のすべて欠席となりますので、皆さんにお知らせしておきます。

○議長 ただいまから、令和7年三春町議会定例会12月会議を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番篠崎聡議員、11番橋本善一郎議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

今定例会議の日程は本日から12月5日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会議の日程は本日から12月5日までの5日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程はタブレットに掲載したとおりでありますのでご了承願います。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告を行います。

出納検査の結果について、監査委員より令和7年度第6回、第7回、第8回の出納検査報告及び

定期監査の結果報告があり、その写しを掲載いたしましたのでご了承願います。

…………… 議案の上程 ……………

○議長 日程第4、議案第57号から日程第15、議案第68号までを一括議題とします。

…………… 提案理由の説明 ……………

○議長 町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。議会定例会12月会議、提案理由の説明に先立ち、一言挨拶を申し上げます。

はじめに、町立三春病院についてであります。

すでに星総合病院から三春病院の指定管理業務から撤退するとの申出があったことについては議会にお知らせしたところでありますが、去る10月28日には「三春病院の今後の対応について」の住民説明会を開催いたしました。今後は、説明会において皆様から頂いたご意見等を踏まえ、医療へのアクセスに関する課題に取り組むとともに、三春町における医療体制のあり方について、県など関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、三春町合併70周年記念事業についてであります。今年は様々な記念事業に取り組んでいるところでありますが、11月3日には記念式典を挙行し、多くの皆様のご臨席を賜り、盛会に開催することができました。

表彰式では、各分野において三春町にご貢献いただいた皆様に表彰させていただきました。

第2部の三春中学校の吹奏楽部の皆さんによる演奏会では、全国大会に出場した素晴らしい演奏を行っていただきました。会場でお聴きいただいた皆様に魅了する若い力を拝見し、大変心強く感じたところであります。

第3部では、三春町名誉町民である田部井淳子さんをモデルとした映画「てっぺんの向こうにあなたがいる」の特別上映会を実施しました。田部井さんが女性として世界で初めてエベレストに登頂してから50年という記念の年に、全国的にも注目を集めている映画を上映することができ、ご視聴いただいた皆様からは大変なご好評をいただきました。合併70周年という節目の年に先人が築いてきた偉業を改めて認識し、後世に繋いでいく事業を実施することができたものと考えております。

次に、11月16日に開催された、ふくしま駅伝についてであります。

三春町チームは、9区で町の部区間賞を獲得するなどの活躍で、総合16位、町の部5位という成績を収めることができました。中高生から社会人までの各世代の選手が一丸となって力走する姿に勇気をいただき、心強く感じた次第であります。三春町を代表して参加された選手・監督・コーチのご健闘を讃えるとともに、ご協力いただきました皆様のご支援に感謝申し上げます。当日は議会議員の皆様にも応援団としてご声援をいただきましたことに、重ねて御礼を申し上げます。

最後に、今年も年末を迎え、この1年間、議会をはじめ、多くの町民の方々にご支援・ご協力を賜りましたことに対し、改めて心より感謝を申し上げたいと思います。

それでは、今定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。

財産の無償譲渡に係る議案が2件、条例の制定に係る議案が3件、条例の一部改正に係る議案が6件、補正予算に係る議案が5件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問案件が1件で、合計17議案を提案させていただいております。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書・議案説明書のとおりであります。

慎重に審議されまして、全議案可決いただきますようお願いを申し上げます。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 ただいま議題となっております12件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

……………・・ 議案の委員会付託 ・……………

○議長 お諮りします。

ただいま議題となっております12件については、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することとしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号から議案第68号までの12件は、掲載した議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

……………・・ 議案第69号 令和7年度三春町一般会計補正予算（第5号） ・……………

○議長 日程第16、議案第69号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

菊田財務課長。

○財務課長 それでは議案第69号「令和7年度三春町一般会計補正予算（第5号）」について説明させていただきます。

補正予算書にて説明させていただきますのでお開きください。

まず予算書の1ページ、タブレットの2ページになります。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億204万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億7,807万4,000円としようとするものでございます。

第2条 地方債の補正については第2表のとおりになります。

5ページまでお進みください。タブレットの6ページになります。

第2表 地方債の補正になります。交流館費で5,050万円の起債を計画しておりましたが、工事費の減により予定していた起債を取り止めるということでゼロにしております。内容については歳入歳出事業費の中で説明させていただきます。

9ページまでお進みください。タブレットの10ページになります。

2 歳入になります。国庫支出金・県支出金、今回の補正については交付額の確定や内示によるもの、歳出の事業費の見込みの増減に伴い整理をしたものでございます。額の大きいもの、新たな補助金について説明させていただきます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節障がい者福祉費国庫負担金。障害者自立支援給付費負担金で自立支援給付費2,049万7,000円の増。こちらは障害者福祉サービス給付費の増による負担金の増になります。

その下障害児入所給付費等負担金、こちらも事業費の見込みによる増になります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節障がい者福祉費国庫補助金。2番目の小児慢性特定疾病対策補助金。こちらは日常生活用具給付に対する補助金になりまして、たん吸引機の購入に係る補助金、交付率が2分の1になります。4万8,000円の増。

続きまして一番下の欄になりますが、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節障がい者福祉費県負担金。こちら国庫と同じでございまして、障がい者の自立支援給付費が1,024万8,000円の増。障害者福祉サービス給付の増によるものです。同じく国庫と同じで障がい児入所給付費等負担金。こちらも事業費の見込みによる増になります。

次のページになります。

2項県補助金、2目民生費県補助金で、6節保育所費県補助金。保育対策総合支援事業費補助金

75万4,000円。こちらは保育士の業務負担の軽減と離職防止を図るため、保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに対する補助金になります。第2保育所に対する補助金になります。

続きまして4目農林水産業費県補助金、2節農業振興費県補助金。2段目の中山間地域等直接支払交付金699万8,000円。こちらは、スマート農業加算分の事業費が増になったことに伴う交付金の増になります。

7目教育費県補助金、1節・2節で小学校費県補助金・中学校費県補助金。こちらは公立学校情報機器整備事業費補助金ということで、タブレット更新に係る補助金になります。小学校で186万6,000円の減、中学校で110万9,000円の減ということで、実績による減額になります。

次のページ、県委託金につきましては、すべて交付額の決定等によるものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金。こちらは歳入の不足分を財政調整基金を取り崩すもので、8,844万3,000円の取り崩しになります。

3目三春病院事業基金繰入金。こちらは2,477万9,000円の繰入れになります。病院事業会計への負担金分を繰り入れるものとしております。

6目水と緑とさくらの基金繰入金。こちらは400万円の取り崩しになりまして、テングス病の除去業務に対して繰入れするものでございます。

7目教育施設整備事業基金繰入金。94万6,000円の減。こちらはタブレット購入に係る繰入金を予定しておりましたが、実績によりまして減額するものでございます。

20款諸収入、5項雑入、5目雑入、6節土木費雑入になりますが、木造住宅耐震診断者派遣事業負担金3万2,000円の減。こちらは応募者なしということで、実績によりましてゼロにするものでございます。

21款町債、1項町債、4目教育債、2節交流館債。公共施設等適正管理推進事業債で、三春交流館「まほら」大規模改修事業に5,050万起債を予定しておりましたが、事業費の減と工事費の先送りなどによりまして、起債を活用せずにするということで、今回全額減額しております。

次のページになります。13ページ、タブレット14ページになります。

歳出になります。今回の補正につきましては、県の人事委員会勧告を踏まえた給与表及び期末手当等の支給率の改定による人件費の補正が主なものでございます。各科目の人件費の説明は省略させていただきます。今回改定に係る人件費につきましては、一般会計総額で4,100万円ほどの増となっております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の次のページになりますが、12節委託料になります。一般行政費で、子ども子育て支援金制度に伴う給与システム改修業務で66万円の増。こちらは少子化対策の財源として令和8年の4月から医療保険に上乘せされ徴収される子ども子育て支援金の制度に対応するため、給与システムを改修する経費になります。

続きまして次のページになります。予算書15ページ、タブレット16ページの7目情報システム費、13節使用料及び賃借料。行政システム費で、ガバメントクラウド利用料で70万3,000円の増。こちらシステム標準化に伴う国のガバメントクラウドの利用料になります。4月以降の実績を見まして不足が見込まれるため、補正するものでございます。

9目職員福利厚生費の12節委託料。福利厚生衛生管理費で、こちらは事業費の確定によるもので、それぞれ増額・減額しております。2番目の生活習慣病予防健康診断業務。こちらは169万円の減ということで、入札の結果、当初積算単価より単価が減少したのものによる減になります。

次のページになります。タブレットの17ページになります。

12目の諸費になりますが、7節報償費。諸費で全国大会等出場激励金14万5,000円の

増。こちらはこれまでの実績及び今後の見込みによるもので、全国大会等の出場・活躍件数の増によるものでございます。

2 2 節償還金、利子及び割引料。こちらは過年度の国・県補助金・交付金、こちらの実績報告による返還金になります。合わせて84万4,000円の増になります。

続きまして次のページ、17ページでタブレット18ページになります。

3 項戸籍住民基本台帳費で、1 目戸籍住民基本台帳費の次のページになります。18ページでタブレットが19ページになります。1 1 節役務費で、マイナンバーカード交付事務費で通信運搬費で18万円の増。こちらはカードの書留郵送料の不足分を増額するものでございます。

続きまして5 項の統計調査費、1 目統計調査費で、1 節報酬・1 1 節役務費ということで、こちらについては国勢調査費の調査員で11万円の増、通信運搬費で9万3,000円の増ということで、前回令和2年度に実施した単価より上昇しているということで、増となっております。

続きまして次のページで19ページ、タブレット20ページになります。

2 目障がい者福祉費、1 2 節委託料。地域生活支援事業、意思疎通支援事業業務で39万1,000円の増。今後の見込みによるものですが、聴覚イベントの増などによるものが大きな要因となっております。

1 9 節扶助費になりますが、それぞれ障がい者関係の給付費になります。今後の見込みにより増額するものでございます。一番下の総合支援事業費の、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業9万7,000円の増。こちらは指定難病の3歳児に対するたん吸引機購入費の補助金になります。

次のページで20ページ、タブレット21ページになります。

4 目老人福祉費になります。1 4 節工事請負費で、老人福祉施設管理事業で敬老園居室区画壁新設工事220万円。その下の負担金、補助及び交付金で敬老園施設管理負担金。205万7,000円の減でございますが、こちら感染防止とプライベート確保のため、2人部屋の居室に壁を設置し、1人部屋に工事するものでございまして、当初は星総合病院で工事を実施しまして町が負担金として支払う予定でございましたが、町の方で直接工事をする事となったもので、組替えになります。物価高騰によりまして、事業費については若干増となっております。

5 目後期高齢者医療費の1 8 節負担金、補助及び交付金。後期高齢者医療費で令和6年度療養給付費負担金で737万7,000円の増。こちらは負担金の確定に伴う追加納付分になります。

6 目介護保険事業費、2 7 節繰出金、介護保険特別会計への繰出金になりまして、事務費としまして給与等。こちらは職員の人件費分で154万1,000円の増。事務費としましてシステム改修費分。こちらが55万円の増になります。

続きまして次のページ、予算書21ページでタブレットが22ページになります。

2 項児童福祉費で、1 目児童福祉総務費になります。次のページまで飛びますが、1 9 節の扶助費になります。こちらはひとり親家庭医療費助成事業で、今後の見込みによりまして医療費助成金を5万8,000円増額するものでございます。

続きまして一番下4 目保育所費になります。次のページになります。1 8 節負担金、補助及び交付金で、第2保育所費で、保育補助者等雇上強化事業費補助金で86万3,000円。こちらは保育補助者の雇用に対する第2保育所への補助金になります。

続きまして次のページになります。24ページ、タブレット25ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費になります。7 節報償費、健康教育事業で、健康づくり教室理学療法士報償を2,000円の減。8 節の旅費につきましては、普通旅費で2,000円の増ということで、こちらは職員の視察研修に係る旅費の不足分に対応するもので、組替えをする

ものでございます。

続きまして次のページになります。25ページ、タブレット26ページになります。

3目母子保健費になります。7節報償費、乳幼児健康診査事業で乳幼児健診医師等報償で40万5,000円。12節の委託料で、9～10ヶ月児健診業務で118万8,000円の減。こちらは委託料を報償費の方に組み替えるものでございます。9～10ヶ月児健診につきましては、昨年度まで三春病院に委託して実施しておりましたが、今年度は不可ということになりまして、その他の乳幼児健診と同様の方法を取りまして、報償の方に組み替えるものでございます。

委託料の産前・産後サポート事業、産後ケア事業事務で17万6,000円の増。こちらは今後の見込みによる増になります。

19節扶助費、ファミリーサポート事業、ファミリーサポートセンター利用料補助、2万6,000円の増。こちらも今後の見込みによる増になります。

6目三春病院費、18節負担金、補助及び交付金。町立三春病院費で、三春病院事業負担金2,477万9,000円の増。こちらは三春病院の電子カルテシステムに対する負担金及びCT・X線医療機器リース料について、休院に伴いまして、令和8年度以降の債務分について前倒しで支出するための病院事業会計への負担金になります。こちらは全額病院事業の基金を取り崩して対応いたします。

続きまして次のページ26ページ。タブレット27ページになります。

2目塵芥処理費で12節委託料。田村西部環境センター運営管理費で、こちらは実績による減額になります。環境測定業務で16万9,000円の減、周辺環境整備等業務で45万1,000円の減になります。

14節工事請負費。田村西部環境センター運営管理費で温水ボイラー更新工事で572万円の増。こちらにつきましては、田村西部環境センターからきがる湯への給湯に必要な補助ボイラー、こちらが老朽化しまして更新が必要となりましたので、更新に係る工事費を計上しております。

続きまして次のページになります。27ページ、タブレット28ページになります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費になります。10節需用費につきましては環境保全型農業直接支払推進事業、消耗品で2,000円ということで、県の内示によりまして事務費を増額したものでございます。

18節負担金、補助及び交付金。中山間地域等直接支払交付金で933万2,000円の増。こちらについては新たにドローン導入等による作業の省力化・効率化を図る活動を行う場合に、スマート農業加算というものが創設されまして、希望する7集落に対する交付金になります。ドローンの導入に貝山・過足・山田の3集落と、リモコン式自走草刈り機に富沢7組・北成田・下舞木・鷹巣の4集落に対する交付金になります。

その下、多面的機能支払交付金242万6,000円の減。こちらは活動組織が26から25に減したということと、交付単価の見直しによる減になります。

続きまして、次の次のページですね、29ページ、タブレットの30ページまでお進みください。8款土木費、4項都市計画費、3目公園緑地費になります。

次のページになります。

10節需用費。さくら湖周辺施設管理費で、修繕料に50万1,000円の増。こちらは花見ヶ丘見晴台の舗装沈下部の補修や、駐車場の側溝補修と過足農村公園のトイレの漏水修繕等を計画しております。

12節委託料。こちらは蛇沢公園のテングス病の除去業務で440万8,000円の増。こちらは公園全体に被害が拡大しておりまして、さらなる被害を防止するため、除去業務に関する経費を

計上しております。こちらは水と緑とさくらの基金を400万円充当しております。

続きまして、5項住宅費の2目地域住宅費。12節委託料、地域住宅推進費になりますが、木造住宅耐震診断業務で96万8,000円の減。こちらは応募がなしということで、実績によるものでゼロに減額するものでございます。

住生活基本計画策定業務71万8,000円の増。こちらは委託内容の変更によるものになります。策定委員会の意見を取り入れるということで、将来像の策定ですとか、概要書の内容変更、印刷部数の変更による増になります。

18節負担金、補助及び交付金。耐震改修促進事業補助金100万円減。こちらも応募者なしということでゼロに減額するものでございます。

続きまして次のページ。31ページ、タブレット32ページになります。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の18節負担金、補助及び交付金。小学校の教職員人間ドック検診負担金24万3,000円の減。こちらは見込みにより減額するものでございます。

次のページになります。

2目教育振興費の17節備品購入費。こちらはタブレット端末購入費ということで、250万5,000円の減になります。購入費実績によるものでございます。

続きまして、3項中学校費の1目学校管理費。18節負担金、補助及び交付金。こちらも小学校と同じですが、中学校の教職員人間ドック検診負担金10万9,000円の減。こちらも見込みによる減額になります。

2目教育振興費、7節報償費。中体連県大会等出場報償が208万8,000円の増。こちらは実績及びこれからの見込みによる増になります。合奏・柔道の東北大会・全国大会への出場、陸上の東北大会の出場などが主なものでございます。

17節備品購入費。こちらも小学校同様で、タブレット端末の購入費157万円の減。購入経費の減額によるもので、実績によるものでございます。

続きまして次のページ、33ページ、タブレット34ページになります。

5項社会教育費で、2目交流館費になります。12節委託料。中央交流館費で、外壁赤外線調査業務で381万3,000円の増。こちらは今後外壁改修が必要となりますので、外壁の状態を赤外線カメラ、部分打診などで外壁の状態を調査する委託料になります。

14節工事請負費。こちらは空調機冷温水発生器更新工事。こちらについては、令和7年の3月に故障しまして、応急修繕にて昨年度中に対応いたしました。現状でこの工事は不要ということで、2,700万円ほど計上しておりましたが、ゼロにするものでございます。

その下のエレベーター制御更新工事。こちらについては、工事業者によりまして同様の工事が全国一斉に行われるということで、今年度中には工事を終了することができないという報告があったことから、全額減額しまして、令和8年度の方に改めて計上させていただくものでございます。1,910万円をゼロに減額するものでございます。

続きまして次のページになります。

5目図書館費になります。10節需用費で図書館管理運営費で修繕費14万5,000円。こちら閲覧椅子の座面の張替えの修繕になります。

12節委託料。図書館情報システム業務端末内蔵ディスク換装業務ということで13万2,000円の増。こちら容量が足りずフリーズするというケースが多くなっておりまして、利用者の利便性向上のため更新するものでございます。

続きまして最後のページになりますが、6項保健体育費で、2目学校給食費の7節報償費になり

ます。つながる食育推進事業で、食育授業講師報償5万1,000円の減。こちらは実績による減になります。

一般会計の補正予算の説明については以上になります。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

15番。

○15番(鈴木利一議員) 23ページ、タブレット24ページですね。真ん中ほどの18節負担金、補助及び交付金の「保育補助者等雇上強化事業費補助金」とあるんですが、具体的にどんなことなんでしょうか。第2保育所だけなのかなっていう疑問があるんですが。

○議長 答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 こちらについては全国的に保育士の確保が非常に困難だということでの、国で打ち出した支援策でございます。保育士等または幼稚園教諭等の資格がない方も雇用して、保育補助者として保育園で従事させるということから、第2保育所については保育士の確保が今のところ非常に大変なものですから、保育補助者を雇用して、県の制度に基づいて補助するということでございます。

人数的には、各年代ごとに子どもの数に対して保育士の数の設定基準があるわけなんですけど、その設定基準の中に人数として保育補助者も入れることができるということなので、保育士の確保のために国が打ち出した施策でございます。有資格者でない方の保育補助者の雇用に対する補助金。県の補助要綱に基づく補助で、8分の7が要綱に伴う県からの補助事業でございます。今回、各施設からの申請に基づく補助でございますので、第2保育所だけが保育補助者として1名雇用したということなので補助申請が上がる見込みとなっております。4月からの対応分でございます。

以上でございます。

○議長 その他ございますか。

2番。

○2番(三瓶一壽議員) タブレット10ページの民生費国庫負担金で「障害者自立支援給付費負担金」と「障害児入所給付費等負担金」がそれぞれ2,000万円とか300万円とかアップされているんですが、これの内訳とかどういう理由でこんなに金額が上がったのか。子どもの数が増えたのかそれとも物価高騰とかあると思うんですけども。それを教えてください。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えをいたします。

自立支援給付が4,000万円ほど上がるわけですけども、こちらの主な理由としては、まず前年度当初見込みということで計上していたんですけども、今年度に入っていわゆる引きこもりの方が就労のBにつながったりとかそういったケースが増えたということと、あとは今年度からグループホームの方を開設いたしました。そちらの方での利用が増えたということが主な理由でございます。

子どもについても、当初前年度を参考に見込みということで今年度予算を立てていたんですけども、それを上回るという現時点での見込みなものですから、補正増させていただいたということでございます。

以上です。

○議長 2番。

○2番(三瓶一壽議員) 今の説明で何かそれにしても金額が大きいなと思ったものですから、その辺ちょっとどうなのかなと思います。

○議長 影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 自立支援給付につきましては、当初3億6,500万円という見込みです。4,000万円ということで額は大きいんですけども、こちらは国の給付基準に基づいての算定なものですから、このような金額になるということで、児童の方につきましても当初6,700万円ほどを見ていたんですけども、こちらも国の給付基準に基づいての算定になるものですから、600万円ほどになったということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 他にございますか。

2番。

○2番(三瓶一壽議員) タブレット31ページの耐震化の工事費で応募者なしということで減額になったんですけど、三春の町内を見ると耐震化がまだまだ必要な気もするんですけども、応募者なしという判断というか、どういう状況なのかもし説明できたらお願いします。

○議長 答弁を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 国・県の補助も使えまして木造の耐震の診断、あと、それに基づきます工事の方の改修ということで、診断の方に関しては4件、改修に関しては1件今年度予定はしていたんですが、募集期間終了しましてその間相談はあったんですが、実際の実施申込まで至らなかったということで、今回全額減額という形にさせていただいたということで、実績によるものということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長 2番。

○2番(三瓶一壽議員) タブレット33ページの中学校の教育振興費等々でタブレットが減額になっているんですけども、その他前もちょっとあったと思うんですけど、タブレット端末の購入費が減額ということは想定よりも子どもの数が減っているということなのか、それとも何か他の理由があるか教えてください。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 お答えいたします。

子どもの数が減っているということではなくて、これにつきましては国の規定によって児童生徒数、それから端末が故障した場合の代用機の購入ということで基準が決められておりますので、それに基づいて購入をしたということです。あとは入札をかけた上で、その結果当初予算よりも請け差が若干出ましたので、その分の補正減ということで今回補正に計上したものであるということです。

以上です。

○議長 その他ございますか。

15番。

○15番(鈴木利一議員) タブレット26ページ。三春病院の方に2,400万円。

先ほどの説明だと令和8年度のリースの先払いみたいな話だったんですが、ちょっと詳しく教えてください。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 この後の病院事業会計の方で説明をさせていただこうかなとは思っていたんですけども、まず電子カルテシステムを令和2年度に導入して、7年分割ということで令和8年度までであるということ。これは指定管理者が今年度いっぱい撤退をするなかで、今年度繰上げ償還してしまいたいということ。併せてCTやX線の医療機器のリースの利息分、あとはリースそのものの債務分ということで、こちらも令和4年度にリース開始しまして、令和9年度までの6年分割払いということで8年度・9年度残っているんですけども、これもこの際一括して繰上げ償還してしまいたいという内容でございます。

以上です。

○議長 他にありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

……… 議案第70号 令和7年度三春町国民健康保健特別会計補正予算（第3号） ……

○議長 日程第17、議案第70号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 それでは議案第70号「令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について説明させていただきます。

補正予算書、タブレット49ページをお願いしたいと思います。令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,771万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億7,494万5,000円とするものでございます。

歳入歳出のそれぞれの内容でございますが、タブレットを移動しまして、55ページまでお願いしたいと思います。

まず歳入でございます。2款1項2目総務費国庫補助金、1節の一般管理費国庫補助金でございます。こちらにつきましては、子ども・子育て支援事業費補助金でございます。子ども・子育て支援金制度に対応するシステム改修に対する国庫補助金で121万円の追加でございます。

次に3款1項1目保険給付費等交付金、1節の普通交付金としまして、こちらは療養給付に対する交付金でございます。1,644万3,000円を増額するものでございます。

2節特別交付金、県繰入金（2号分）でございますが、医療費通知の標準化に伴いますシステム改修経費にかかる負担金に対する交付金としまして、6万4,000円増額するものでございます。

続きまして次のページ、歳出になります。1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費でございます。12節委託料でございます。こちら令和8年度から開始されます、子ども子育て支援金制度に伴う国民健康保険システム改修業務の委託料でございます。121万円の追加でございます。

次に2款保険給付費、2項高額療養諸費、1項一般被保険者高額療養費でございます。18節でございます。一般被保険者高額療養費でございますが、これまでの実績と今後の給付見込みによりまして、不足が生じることが見込まれるため、1,644万3,000円を増額するものでございます。

次に4款保健事業費、2項保健事業費、1目保健衛生普及費でございます。18節でございます。医療費通知の実施標準化に伴いますシステム改修に係る経費負担金としまして、6万4,000円追加するものでございます。

次に5款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金。24節積立金でございます。国民

健康保険財政調整基金の積立金。こちら歳入歳出の調整としまして、63万7,000円積立額を減額するものでございます。

続いて7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、4目その他償還金でございます。22節でございますが、過年度分の特別調整交付金に返還が生じたため、63万7,000円を増額するものでございます。

説明は以上です。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

……… 議案第71号 令和7年度三春町後期高齢者特別会計補正予算(第1号) ……

○議長 日程第18、議案第71号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 続きまして議案第71号「令和7年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について説明させていただきます。

同じく補正予算書のタブレット58ページをお願いしたいと思います。令和7年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございます。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ392万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,023万円とするものでございます。

歳入歳出の内訳でございますが、タブレット64ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございます。3款1項1目の繰越金、1節の繰越金でございます。こちら令和6年度の決算が確定したことに伴いまして、繰越金117万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、5款1項1目総務費国庫補助金でございます。こちら子ども・子育て支援事業補助金としまして、子ども子育て支援制度に伴いますシステム改修に係る補助金としまして、275万円を増額するものでございます。

続きまして次のページ、歳出でございます。1款総務費、2項徴収費、1目徴収費でございます。12節委託料でございます。こちら令和8年度から開始されます、子ども子育て支援金制度対応に伴う後期高齢者医療システムの改修業務委託料としまして、275万円を増額するものでございます。

続きまして2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項広域連合納付金、1目の広域連合納付金でございます。18節の令和6年度分の追加での後期高齢者医療の納付が必要なため、96万7,000円を増額するものでございます。

次に3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目保険料還付金でございます。22節でございますが、過年度分の保険料の還付が必要なため、20万6,000円を増額するものでございます。

説明は以上です。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

……… 議案第72号 令和7年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号) ……

○議長 日程第19、議案第72号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それではタブレットで言いますと66ページになります。

令和7年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

めくっていただきまして67ページ。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ253万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,391万8,000円とするという内容でございます。

詳細内容について説明をします。

タブレットで言いますと73ページ、介護の7ですね。ご覧いただきたいと思います。

まず歳入でございます。国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費の補助金といたしまして、税制改正に伴う介護保険システムの改修費用としましての介護保険事業費の補助金44万円。

繰入金、一般会計からの繰入金、介護保険事務費繰入金ということで、先ほど一般会計の方からも説明がございましたが、一般会計から職員給与等の繰入金とあと事務費に対しての繰入金というふうな形で、209万1,000円でございます。

続きまして次のページ、歳出になります。74ページご覧いただきたいと思います。総務費については人件費ですので省略をさせていただきます。

1款総務費の徴収費、賦課徴収費。12節の委託料になります。税制改正等の対応に伴う介護保険システム改修業務ということで99万円。

その下になりますが総務費、介護認定審査会費、認定調査費、報酬・職員手当等・旅費ということで、こちらは会計年度さんの部分です。旅費については交通費ということでの補正でございます。

めくっていただきまして、タブレット75ページになります。

諸支出金ということで、償還金及び還付加算金、償還金といたしまして、令和6年度の負担金等の精算金ということで、国庫支出金償還金として325万6,000円を計上させていただいております。

続きまして5款地域支援事業になります。一般介護予防事業費、一般介護予防事業費の役務費。通信運搬費として25万5,000円。

その下、委託料として介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務ということで、マイナスの25万5,000円でございます。こちらは来年度の介護保険事業計画見直しに先立ちましてのニーズ調査の方を今年度発注させていただいたんですけども、ニーズ調査で、アンケート調査ということで考えておまして、当初委託としても全てアールピーアイ栃木というところに委託してるんですけども、そちらの方に郵送での調査もお願いするということで入れていたんですが、やっぱり三春町役場保健福祉課からの調査依頼という方が回収率が上がるのではないかとということで、こちらの予算の方組替えさせていただいたという内容でございます。

最後に予備費としまして325万6,000円のマイナスということで、償還金見合いの部分ということで、こちらから支出させていただくというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

…………… 議案第73号 令和7年度三春町病院事業会計補正予算（第1号） ……………

○議長 日程第20、議案第73号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長　それでは引き続き私の方から説明をさせていただきます。

タブレットで言いますと83ページになります。令和7年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)でございます。

めくっていただきまして、84ページご覧いただきたいと思います。

令和7年度の三春町病院事業会計補正予算、収益的収入及び支出。第2条になりますけども、令和7年度三春町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するというので、まず収入でございますけども、1款病院事業収益、第1項医業外収益というふうなことで、2,477万9,000円増ということで、合計9,967万9,000円。

支出の方としましては、病院事業費用、1項医業費用、第2項として医業外費用ということで、まず医業費用につきましては1,889万円の増というふうなことで、合計9,316万1,000円。医業外費用としましては23万3,000円の増でトータル60万3,000円という内容でございます。

続きまして資本的支出でございます。こちら支出額になりますけども、1款資本的支出、1項建設改良費で565万6,000円の増ということで、トータル4,382万9,000円でございます。

詳細説明をさせていただきます。

次のページになります。85ページをご覧いただきたいと思います。

まず収益的収入及び支出。収入でございますが、病院事業収益、医業外収益、3目で他会計負担金ということで、こちらは先ほど一般会計の方でも説明がありましたけども一般会計からの繰入金になります。他会計負担金2,477万9,000円。収益的支出額・資本的支出額の内訳については、説明書きのとおりでございます。

続きまして支出でございます。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目経費でございます。まず1節の保険料でございますが、44万7,000円の減ということで、こちらは病院の賠償責任保険料になります。ベッド数に応じて保険料が設定されるということで、今年度に入りまして40床休床させていただいたというふうなことで、保険料の方が減額になるという内容でございます。

続きまして3節諸会費でございます。こちらは県の自治体病院開設者協議会という会議がありまして、そちらの会費でございますが、協議会の方で大分繰越額が多いということで「今年度は会費を徴収しません」という通知が来ましたので、今回減額をさせていただいたということなんです。

次10節報償費でございます。4万1,000円。こちらは三春病院事業等運営協議会の報償費でございます。これまで2回開催というふうなことですけども、指定管理者の撤退などに伴って必要と見込まれるため、1回開催分ということで、今回予算の方を計上させていただいたということでございます。

続きまして、11節負担金でございます。1,892万6,000円。こちら先ほどもちょっと説明をさせていただきましたが、医療情報システム負担金(令和8年分)でございます。こちらは電子カルテシステムでございます。令和2年に導入をしまして、令和2年度から令和8年度、来年度まで7年分割であったんですけども、今年度いっぱい指定管理者の方が撤退をして休院をすることに伴って、この際繰上げ償還をしてしまうというものでございます。

21節工事請負費、38万5,000円になります。こちらは機械警備機器の取付けの工事費でございます。4月1日以降、三春病院については一旦休院をさせていただくということで、無人になってしまうものですから機械警備の方を取付けして、管理をさせていただくための工事費用で

ございます。

続きまして2項の医業外費用です。1目支払利息及び企業債取扱諸費で、5節リース支払利息。こちら先ほど若干説明をさせていただきました、CT・X線医療機器のリースの利息分でございます。令和4年に導入をしまして令和9年度まで6年分割払いということで、令和8年度分・令和9年度分というふうなことで残るんですが、こちら先ほどの理由のとおり、今回繰上げて償還をさせていただくというものでございます。

続きまして、資本的支出でございます。

支出。資本的支出、建設改良費、1目有形固定資産購入費、1節器械備品購入費でございます。先ほどリースの利息分の繰上げの話をしましたでしたが、こちらは本体そのものの債務の部分ということで、令和8年度・令和9年度分、繰上げ償還ということで今回1,956万円計上させていただいたということです。

続きまして2目の施設整備費でございます。2節の工事請負費。1,390万4,000円の減額でございます。こちらは三春病院の南病棟2階の共有部分の空調工事ということで当初見ておったわけですが、来年4月から休院になるというふうなことで一旦今回見合わせをさせていただいて、後継医療機関選定に合わせたことでの今後対応をしていきたいということで、減額をさせていただくというような内容でございます。

説明については以上になります。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

…… 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて ……

○議長 日程第21、諮問第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 諮問第3号であります。「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」であります。これは、人権擁護委員の高玉旭氏が令和7年12月31日をもって退任するため、新たに安部良明氏を委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

経歴書をご覧ください。

お名前が安部良明氏であります。昭和35年6月の生まれであります。学歴につきましては、昭和58年3月に新潟大学工学部を卒業しております。

続いて職歴です。昭和58年4月にヤマハ東北株式会社勤務を皮切りに、安部自転車店等々を経験し、平成8年3月に安部自転車店を退職し、平成8年4月に三春町役場採用、勤務となっております。令和3年3月に退職になりまして、同年4月から三春町役場再任用職員として現在まで勤務をしております。令和8年の3月に三春町役場再任用職員の期間満了予定となっております。公職歴等及び賞罰等についてはございません。

以上です。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第22、陳情第7号から日程第26、陳情第11号を一括議題とします。

本日までに受理した陳情は、タブレットに掲載しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

…………… **散会宣言** ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これにて散会します。ご苦労様でした。  
(散会 午前11時09分)

令和7年12月2日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山 孝男	2番 三瓶 一壽	3番 大内 広信
4番 佐藤 弘	5番 山崎 ふじ子	6番 石井 一正
7番 小林 孝	8番 松村 妙子	9番 三瓶 文博
10番 篠崎 聡	11番 橋本 善一郎	12番 佐久間 正俊
13番 影山 常光	14番 遠藤 亮子	15番 鈴木 利一
16番 影山 初吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 今泉 喜徳	書記 横田 涼
	書記 佐藤 祐梨子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副町 長	伊藤 朗

総務課 長	鳴原 健二	財務課 長	菊田 誠子
企画政策課 長	渡辺 淳	住民課 長	佐久間 島宏
税務会計課 長	荒井 公秀	保健福祉課 長	影山 清夫
子育て支援課 長	大内 広三	産業課 長	遠藤 晃
建設課 長	新野 恭朗	企業局 長	橋本 泰寿
教育 長	渡辺 和也	教育次 長兼 教育課 長	藤井 康
生涯学習課 長	伊藤 晴之		

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和7年12月2日（火曜日） 午前10時00分開議  
第1 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆様に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いいたします。

また、許可を得た場合を除き、議場内での写真撮影、録画及び録音は禁止されておりますので、ご了承ください。

本日は、12名の議員が一般質問を行う予定でしたが、佐藤弘議員が欠席のため、11名の議員が一般質問を行います。

どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

…………… 一般質問 ……………

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第56条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制を取っております。また、質問時間は会議規則第62条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限です。

それでは、順番に発言を許します。

6番石井一正議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○6番(石井一正議員) 本日私は、三春町中心市街地の空き家・空き店舗対策について質問させていただきます。

全国的に空き家・空き店舗が増加して社会問題化をしている。三春町は9月の質問に対して「中心市街地160件に対して掘り起こしに今後力を入れる」との返答でしたが、商工会や地域住民に対する情報提供はどのようにしているのか。

須賀川市は郡山市や県内外の5企業と組んでプロジェクトを始動させた。市内大町の空き家で再利用でき、見込みがあるガラスや家具、金属部材などを調査し、利用案について意見を交わし、発生する廃材や家具などを再利用することで費用の一助とする仕組みづくりを指す。

須賀川市では企業と連携して空き家対策を行っているが、三春町で取り組む考えはあるか。

三春町中心商店街は、町が空き家・空き店舗対策に実質手を加えたことにより、自分の仕事に励みになり、結果、商店街も活気づく。中心市街地が活性化のためには地元商店街との連携を強化する必要があると思うがいかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 ご質問にお答えいたします。

1点目の空き家・空き店舗の商工会や地域住民に対する情報提供につきましては、町のホームページ等で空き家バンクや空き店舗情報として情報提供を行っております。

現在は、所有者等の意向や物件の状況により限られたものとなっておりますが、今後は空き家等の情報管理や情報発信のあり方を見直し、適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

2点目の民間事業者と連携した須賀川市の取組みにつきましては、国の「空き家対策モデル事業」の採択を受け、廃材の再利用や販売などにより、採算性などを検証する事業となっております。

町では各種空き家・空き店舗対策として改修や家賃への補助などを実施しているところでございますが、ご質問の他の自治体の民間事業者との連携による取組み事例も参考にしながら、より効果的な空き家・空き店舗対策に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の中心市街地活性化のための空き家・空き店舗対策につきましては、移住や商業施設等の参入しやすい環境や情報提供体制を整えるとともに、商工会や地元商店街とも情報共有を図り、定期的に情報交換や協議の場を設けることにより、中心市街地の活性化に向けた具体的な事業につながられるよう、さらに連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長 石井一正議員。

○6番(石井一正議員) 果たして、中心市街地に160件の空き家・店舗があったら中心市街地と呼べるでしょうか。

具体的な例を1つ挙げますが、残念なことに市街地の文房具屋さんが今回店を閉めました。後継者問題があったようでございますが、1か月近くセールをしていましたが、遠藤課長、お耳に入ったでしょうか。子どもたちは困っています。

再答弁をお願いします。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 ご指摘のとおり、中心市街地に空き店舗が増えているということは事実でございます。

町では、先ほど答弁させていただきましたが、空き店舗、こういったものを再度利活用という場合に改修あるいは借りる際の家賃の補助、そういったものの制度を設けてございます。空き家に関する情報を収集しながら、そういった空き家の情報もしっかりと発信していく。

今回、先ほど申し上げました空き店舗の補助事業につきまして、これまで中心市街地、主に大町・中町の商業地域ということで対象に補助事業を行っておりましたが、これを全町に拡充いたしまして、なるべくそういった空き店舗を利活用する企業・事業者が参入しやすい環境を整えていきたいというふうに考えております。

現在、空き店舗対策につきましては商工会とも連携しておりますが、三春まちづくり公社等とも連携して実施しているところでございます。引き続き町内に人を呼び込むイベント、そういったものを継続しながら空き店舗対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長 石井一正議員。

○6番(石井一正議員) まちづくりというのは、私の持論であります。商店街と町が一緒になって町おこしをすることが再開発にもつながる。中心地で160件というのは、これは全国的にもちょっとひどい数字じゃないですか。ひとつ、私たちも遠藤課長、協力しますから一緒にやりましょう。

私は渋池の三春メンチのファンで、ときどき買い物をする。焼き鳥もおいしいです。ただ、行ってシャッターを閉めているのが多くて、お酒を買いだいたいと思っても、魚を買いだいたいと思ってもありません。肉屋さんの社長が「石井さん、高校生はここにコンビニが欲しいと言っています」。そっと教えてくれました。「頑張ります」と言って帰るしか私はありませんでしたが、やはり、そういう地元の声を、先ほど文房具店でもありませんが、1か月もセールをしているんですよ。私は遠藤課長が忙しいのは分かっていますよ。そんなら産業課の若い人が行って、店主の話を聞いて、後継者の募集をすれば「私がこの文房具店を跡を継いでやりたい」という町民が出てきたかもしれません。私はそれが残念なんです。それができれば、町おこしなんです。再開発なんて難しい言葉はいらない。中心市街地なら中心市街地らしいまちづくりを。役場に来て印鑑証明をもらって、買い物するところがないということで、町民が真っすぐ家に帰って買い物をしてくれないと。

だから、そういうことは、やっぱり具体的には160件を少なくしましょうよ、遠藤課長。予算はないんだ。町は、それは分かっています。だから、年に3件でも4件でもいいから、須賀川はスタートしたじゃないですか。空き家に入って、空き店舗に入って、具体的には補修とかそれをやりましょうよ。それで、この数字を。良いですよ、1年間3件だけでも少なくなっただけ。そういうことが町おこしなんですよ。

ひとつ、そういうことの中で、先ほども言いましたけど、私だって、そりゃあ、肉屋さんから、高校生がコンビニ欲しいって、石井さん言っていると云われれば、ああ、そうかと。そりゃ何とかやんなきゃなんないということで、ファミリーマートの、これは丸紅という会社が本社でやっておりますが、私は情報を取りましたよ。可能性はあるんですよ。私の意向を聞いて、三春町に入って丸紅は調査をしてくれます。結果は分かりません。ただ、良いんじゃないですか、そういうことで。そういうことで、議員だって動くんですよ。だから、みんなでやりましょう、町おこし。ありがとうございました。

議長、続けていいでしょうか。

○議長 端的に的確な質問をお願いします。

○6番(石井一正議員) 今回11月21日の全員協議会で、建設課が三春町住生活基本計画の策定状況をアンケートを含めて発表してくれました。

そこで、建設課のこの空き家・空き店舗、私も読まさせてもらいましたけど、かなり空き家・空き店舗の情報が入っていました。ひとつ答弁をお願いします。

○議長 答弁を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 ご質問にお答えいたします。

今、住生活基本計画、町の住宅マスタープランなるものを検討を進めております。

これはマスタープランということで、一つひとつの事業に対して詳細に検討するものではなく、町の方向性ですとか、今後の指針というのを定めるというものになっております。

ただ、空き家が大きな課題になっているのは事実ですので、そういった部分に関しまして現在取り組んでいるもの。あと、今後こういった取組をしていけば解消に図れるのではないかということで、民間の事業者さんですとか、町民の皆さんも巻き込んで、こんなことができれば課題解決につながるんじゃないかというようなことでの今整理をさせていただいているところでして、それが全てできるかどうかというのは今後さらに検討が必要になるかとは思いますが、そういった中で意見書をまとめさせていただいておりますので、皆さんご協力いただいて、先に進めていきたいというふうには考えているところです。

以上です。

○議長 石井一正議員に申し上げます。

再々質問結構なんですけど、質問の中で産業課長の名前を連呼することは…質問は町全体に質問しているわけです。答弁は産業課長がしましたが、連呼するとするとハラスメントに接触するおそれがあります。それを気をつけて再々質問してください。

○6番(石井一正議員) はい。失礼しました。

新野課長、ありがとうございました。

その中に、私やはり具体的に、今アンケートも取っていただいて、やはり、全体と高齢者のいる世帯ではスーパー・コンビニが最も多くなっている。これが45.1%。子育て世帯ではドラッグストア・薬局が欲しいというのは56%。

新野課長、ちょっと具体的に読まさせていただきます。

空き家の状況、令和5年時点で以前より空き家数は大きく増加していないが、空き家問題の要因となる利用実態のないその他の空き家が約520戸ある。

最後に申し上げます。空き家・空き店舗事業は今国会でも議案が上がっております。恐らく近い将来、全国の商工会議所にこれを投げ出すと思います。そのときに大事なことは、町で予算がないんだから、事業化して、空き家・空き店舗を売ると。先ほど私は160戸の空き家・空き店舗を少なくしようというのは、具体的には準備をしましょうよ。それで事業化すると。やはり町としては予算がないときは収入を上げるという具体的なことを私は必要だと思います。

町民の意見やニーズ、関心のある事項などに直接意見を聞く機会が少ない。ひとつ、みんなで頑張りましょう。ありがとうございました。

○議長 答弁はありますか。

○6番(石井一正議員) はい。ありません。

○議長 以上で6番石井一正議員の質問を終わります。

○議長 13番影山常光議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○13番(影山常光議員) 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

アウトドアヴィレッジ三春、さくら湖キャンプサイト、カヤックポート、田部井淳子記念館など、事業の全容と町民の期待する実績、経済波及効果とその検証について質問をさせていただきます。

令和4年2月、アウトドアの世界的トップメーカー・モンベルとの地域連携協定が締結され、12月には基本構想が提案されました。

アウトドアヴィレッジは令和5年1月基本設計・実施設計、令和6年2月建設工事発注、そして今年、令和7年4月25日オープンしました。

キャンプサイト・カヤック艇庫は令和5年7月から11月に設計業務、令和7年1月工事着手、8月23日オープンとなりました。

私は令和5年3月議会で、これらの計画について、町民との政策共有と経済効果について質問をさせていただきました。また、昨年12月にも同僚議員からも同様の質問がありました。

長期間にわたる大規模な事業であり、今、事業全体を見た中では感動的な出来栄えと言えるものです。キャンプ場の土地利用などは、石畑水生生物園のその広がりには想像を絶するものがありました。

カヤックポートが10月13日に終了し、実質シーズンオフとなった今、ここで計画全体の総括を今後の三春町の活性化に向けた取組の現状を確認したいと思います。

我が町の立地条件、中核都市への隣接、豊かな自然と環境、歴史観光拠点である三春町内との融合を具体的・戦略的に目指すべきと考え、次の6点について質問をさせていただきます。

まず1点目。総事業費18億円、概算で申し上げますけども、補助金6億7,000万円、起債額9億9,700万円、うち交付税での将来補填額3億3,700万円。これらデータがあるわけですけども、最終的な実質の町負担額を確認させていただきます。

2点目。アウトドアヴィレッジの来場者、キャンプサイト・カヤックポートの利用者を、目標、実績と判断指標について、また、田部井淳子さんの映画の反響などについてもお話いただければと思います。

3点目。三春の里田園生活館への相乗効果として、客層の変化、利用客数、売上額はどのように推移しているかお聞かせください。

4点目。三春の里田園生活館周辺、農村公園の利用状況、子どもの遊び場など、休日などにはとにかく混み合っていると思われます。駐車場の周辺の民間店舗なども混んでいます。子どもの遊具・遊び場などは混み合っ、小さなお子さんには危なくないと心配の視線を向けることがあります。周辺のにぎわいの拠点化・充実などをどのように捉えるかお聞かせください。

5点目。モンベル誘致を契機に、町の活性化・町内への誘客については、「まちナビカード」をはじめとして、どのような施策・実績を上げているか。また、今後の誘客対策をどのように展開させるか。広域的な、周辺市町村・拠点との連携・情報発信はどうしているか。

6点目。キャンプサイト・カヤック艇庫が完成した現時点で、町内を対象とした直接的効果と事業全体の経済波及効果1億8,900万円、これはどう推計したのか。これは言葉を変えれば、1億8,900万円は事業完成前、当初とでも言いますか、事業遂行中での予想でありますので、この経済波及効果は投資額をベースに変化する算式によるものかと思っておりますので、現在の経済効果、お知らせをいただきたいと思っております。

また、行政施策、投資を費用対効果の面からどのように検証するか、お聞かせいただきたいと思

います。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 ご質問にお答えします。

まず、1点目の総事業費約18億円のうち、補助金や後年度、交付税措置される額を除き、町の負担する額については約7億8,800万円を見込んでおります。

2点目の利用者の目標・実績についてですが、今回の事業全体の目標については、観光客・交流人口の年間の増加目標を10万人以上としており、アウトドアヴィレッジ三春については4月末のオープンから9月末までに約9万5,000人の方に来場いただき、キャンプ場・カヤック場については8月末のオープンから9月末までの利用実績として、キャンプ場が110件313人、カヤック場が85人の利用実績となっております。おおむね半年程度で10万人に近い実績になっているところでございます。

田部井淳子さんをモデルとした映画上映の影響につきましては、アウトドアヴィレッジ三春内に設置しております田部井淳子記念館に「東北の高校生の富士登山」に係る募金箱を設置しておりますが、映画の公開に併せて募金額が増えていることから、田部井淳子記念館の来場者にも一定の影響があったものと考えているところでございます。

3点目の三春の里田園生活館への相乗効果についてでございますが、前年との比較において、客層の変化では家族連れなどが増え、利用客数で約1割、売上額では約2割の増加傾向になっているところでございます。

4点目の三春の里田園生活館周辺のにぎわいの状況についてでございますが、遊具のある公園の利用者につきましては、明らかに利用者が増加しており、特に、休日などは多くの親子連れの方が利用している状況になっているところでございます。また、三春ダム資料館にあります喫茶フォーレにつきましては、利用者が前年との比較でございますが、約15%ほど増加傾向になっており、三春ダム周辺、三春の里周辺のにぎわいにつながっているものと考えているところでございます。

5点目の町内の店舗などの優待サービスが受けられる「まちナビカード」の実績についてでございますが、現在49店舗に参加いただきビジターセンターなどにカードを配置しておりますが、9月末までに約1万8,200枚のカードを手にとって、お客様に持ち帰っていただいている状況になっているところでございます。

また、モンベルの会員に向けた優待サービスを提供するフレンドショップというものがございますが、町内15か所の店舗が登録いただいております。三春の里田園生活館でも登録していただいておりますが、昨年1年間のモンベルクラブ会員の利用実績に対して、今年4月から10月までの期間になりますが、すでに2倍の方が利用しているという状況になっております。

今後の展開についてでございますが、まちナビカードやフレンドショップの店舗数の増加に向けて、商工会とも連携した取組みを進めていければと考えているところでございます。

広域的な観点からの周辺市町村との連携につきましては、田村市や小野町をはじめとした、いわゆる「こおりやま広域圏」の市町村やモンベルと連携協定を締結しております県内市町村などのアウトドアや観光に係るパンフレット・ポスターなどをビジターセンターに配置し、三春町から県内各地の市町村に周遊していただくための取組みも実施しているところでございます。

6点目の経済波及効果についてでございますが、経済波及効果につきましては、ご指摘のとおり事業開始前に福島大学や民間企業の協力を得まして、三春町内での年間の経済波及効果を1億8,920万円と試算しております。各施設がオープンした後の実績を踏まえたうえで経済波及効果

を改めて算定するというところで、現在、福島大学や民間企業と相談をし、具体的な検証方法の協議をしているところでございます。今年度中の経済波及効果の効果検証を取りまとめたうえで、行政の方で投資している金額につきまして、費用対効果の観点からも検証を進めていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 影山常光議員。

○13番（影山常光議員） 再質問させていただきます。

まず1点目について。全体事業費18億円に対し、実質町の負担額7億8,800万円との回答について少しほっとする心境ですが、一旦これらの事業については完了ということで、追加補正等は発生しないと解釈してよろしいですか。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 ご質問にお答えします。

今回のキャンプ場・カヤック場のオープンに伴って、いわゆるハード的な整備は全て完了したものの思っております。

今後発生する費用につきましては、当然建物のメンテナンス費用等々は発生することは想定されますが、現状としては、いわゆるハード事業は完了したものであるということでご理解いただければと思います。

そのほかに、先ほど来、周辺のにぎわいを創出していくということで様々な取り組みをしておりますが、さらに町としてどんなことができるかということで、検討したうえで予算措置をする必要があれば予算措置をするということで、いわゆるソフト事業の展開なんかもあり得るものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長 影山常光議員。

○13番（影山常光議員） 先に4問目の回答もいただいたような感じなんですけども、1問目については了解ということで、2点目について質問をさせていただきます。

全体的には観光客、交流人口10万人増加目標について、半年でおおむね達成した。これは素晴らしいことだと思いますが、そもそも全体数10万人ということを当初から話されていますが、どのような判断指標で作られた数字かお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 お答えします。

10万人以上という数字の考え方についてでございますが、先ほど議員の方からもありましたが、過去にモンベル関係、アウトドアヴィレッジ関係の質問いただいた際に、三春町と同じような形で取り組みを進めている自治体のいわゆる観光客入込み数の実績の数字などを町の方で確認しております。

その市町村で観光客が増えたという実績の中で、10万人以上増えているという実例があったということで、まず三春町としては10万人ということが一つ。

もう一つが、令和4年度の数字になるかというふうに記憶しておりますが、三春の里を利用している利用客の数が20数万人程度あったということで、いわゆるコロナ禍前の数字と比較したうえで、10万人以上の増加を見込むべきという判断の下に数字の設定はさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長 影山常光議員。

○13番(影山常光議員) 2問目。10万人の目標設定、大変効果が良かったものですから、半年間で目標達成というのは。それで、そのようなことをお伺いしました。経過了解しました。

続きまして、3点目の5か月間で売上額2割増加。これは三春の里田園生活館についてです。3点目。

売上額2割増加。これも大きな成果であると考えますが、これは金額としては締めてないということですね。2割増加というだけで。幾ら幾ら増えたと。第三セクターと申し上げながらも、町直接事業じゃないので、金額では出せないということですか。

また、客層の質問に対しまして、家族連れの印象ということだったですけれども、私がお聞きしたかったのは、例えば食品関係とか、お土産、食堂、宴会、入浴、宿泊等あると思うんですけども、モンベル出店の相乗効果として捉えられるデータがあればお知らせいただきたいかったと。これは今後の三春の里の営業展開の効果分析にもなるのかと。例えばある部門において、ここの売上率が良いから、ここについて店舗展開は増強しようとか、そういうことも含めた中で、3点目お伺いたんですけども、その辺についてお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 質問にお答えさせていただきます。

売上げにつきまして2割増加傾向だということで、三春の里田園生活館の方から町に報告いただいております。年度途中ということもありますが、数字的には売上額で申し上げますと2,000万円強の売上げの増加という形で報告をいただいております。

もう1点、客層の変化というか、それぞれ三春の里の方の具体的な宿泊、食事、宴会等々の数字の内容についてというご指摘でございます。

それぞれ宿泊、食事、いわゆる物販、かご市等々が全体的に増加傾向にあるということで、数字的な報告はいただいているというところでご了解いただければと思います。

○議長 影山常光議員。

○13番(影山常光議員) 3点目の2割増加、金額にして2,000万円強ということで、了解いたしました。

続きまして、4点目についてお伺いをいたします。

三春の里周辺の混み合っている状況ですけれども、ご答弁いただいたとおりかと思えます。また、三春ダム資料館の喫茶室フォーレの売上額15%アップ。これは従来から考えますと驚異的と評価をしたいと思います。

1点目の質問で事業費の確定を伺ったところですけども、その際、先にもう答弁いただいてしまったような感じなんですけども、今後、新たな事業として周辺の拠点化とかその充実について、これだけ盛況なわけですから、子どもの遊び場等の状況も考えたりしながら検討していくとどう思いますか、そういう考えはお持ちなのかお伺いします。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 お答えします。

三春ダム周辺のにぎわいの観点から、ダム周辺にはさくらの公園をはじめ、向山森林公園、もみじ山、蛇沢公園など、人々が散策していただくような場所多々ございますので、そういったところも利用していただくような取組みなんかも進めていければということで、今考えているところで

ございます。

以上でございます。

○議長 影山常光議員。

○13番（影山常光議員） 4点目については了解しました。

続けて、5点目について質問をさせていただきます。

先ほど答弁ありましたように、まさに広域連携の体験なんですけれども、一昨日、有志議員でJRのプレデスティネーションキャンペーン、磐越東線の活性化で、小野町でふくしま鉄道博が開催され、我々三春駅から列車を利用してみましたが、その際、三春駅にセットされている「まちナビカード」の店舗数や業種を確認してみました。

先ほど答弁にありました49店舗の参加ということで、おおむね飲食店やお土産店が考えられますが、商工会との連携、答弁いただきましたように、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

そして現在、誘導可能業種、店舗数と全体的にどのように把握しているか伺いたいと思います。

例えば、そもそも三春町の活性化の出発点であります三春の観光、歴史との触れ合い、これらともマッチングをさせて、歴史民俗資料館、人形館、文化伝承館、紫雲閣や神社仏閣、またシーズン時期にもよると思いますが、各種イベントや滝桜などもうまく誘導、融合、検討されてみてはどうかと考えています。

この「まちナビカード」、金額的な割引が難しいとすれば、今、申し上げたような町施設とかにある記念品として簡単な小物でもいいと思いますし、例えば町が今配布とか、いろんなどきに出している愛姫のクリアファイルとか、三春の美事、絵はがきみたいなのとか、歴史パンフなど、そういうものも町に来た記念にということで提供すれば。また、そういう誘客、検討材料なのかなと。これは僅かなものでも喜んでもらえるのかなと。そういうことも検討してみてもと思います。

また、全国的に140店舗あるというモンベル会員にも期待したいと思います。

広域的な連携、これは継続してほしいと思います。

そして、SNS、ソーシャルネットワークサービスを活用した周辺市町村などのイベント情報。これを目にするの大変多いんですけども、三春町の情報発信のそれらの現状。先ほどの広域的な連携の中で、パンフレットとかそういうことについては結構ですので、まずSNS、それを使った情報発信についてどんな取組みをしているか確認したいと思います。お願いします。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 質問にお答えします。

まず「まちナビカード」の利活用について、例えば歴史民俗資料館とか、人形館とか、いわゆる公共施設での利用というご提案かと思いますが、利用料金の割引はなかなか公共施設の場合、難しい部分があります。ご指摘があったように、ノベルティグッズの配布など関係課と少し協議・調整をさせていただければと思っております。

もう一つご指摘がありました町なかの誘客というところで、季節折々に様々なイベント、あとは町内で実施しております数珠巡り等々、そういったものにアウトドアヴィレッジ三春、あとはキャンプ場に来た方を誘客できるように様々少し取組みを検討していければというところで、今考えております。

もう一つ広域的なところでいわゆる紙ではなくてSNSを使ったもの、どうしたものを取組みをやっているかというところでございますが、町の方でアウトドアヴィレッジ専用サイトを設けてございまして、そのサイトの中には周知をさせていただいているところでございますが、まだまだ周知足りない部分があるかと思っておりますので、ご指摘の点を踏まえて、少しSNS等々を使った

情報発信を強化していければということで考えております。

以上でございます。

○議長 影山常光議員。

○13番(影山常光議員) 5点目について、再質問ではなくて、これはひとつお願いしておきたいのはSNS、モンベル専用サイトの、それは特定の人、最終的にはモンベルの方を誘客して、町をアピールしていきたいということですから、やはり一般向けのいろんなネットワークサービスの中で三春町をPRする。最終的には、そういうことで取り組んでほしいと思います。

5点目はそれで了解ということで、6点目について質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の流れとしては、年度内に検証効果を取りまとめたということでございますので、おおむね了解するものでございます。

私が思うのに、三春町の活性化のために、三春の里農業公園周辺に総事業費18億円の公共投資を行った。言わば一石を投じたわけです。やはり、この波紋は周辺に広がって満遍なく効果を発揮すること。これが経済波及効果でありまして、費用対効果、行政施策の成否を判断することになると思います。民間事業者の利益追求、経営指標とは違った角度で、最終的に行政投資の効果、これを継続的に検証していくということが必要だと考えています。そのためには、あらゆる効果発現の素材・要素。これを追及していただきたいと思います。一つの事業が完成しただけではなくて、これからが大切だと思っています。また一つ町の観光名所、拠点ができたわけですから、引き続き検証を続けていただきたいと思います。

町長の考えありましたらお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ご質問ありがとうございます。今回のモンベルストア、アウトドアヴィレッジの今現在の中間的なまとめをしてみたいと思います。

まず1つほっとしたことがございます。先ほど答弁の中で、三春の里の売上げが約2割増した。金額にして2,000万円、半年弱の間に増したということで正直ほっとしております。なぜかといいますと、三春の里田園生活館というのは、そもそも農業の6次化を図る施設でありました。つまり役場そのものももうけているわけではなくて、農家の皆さんが出荷したものを加工して、それが売れて売上げになったということですので、非常に良い兆しだというふうに思っております。

ただ全体的に見ますと、「三春滝桜があって三春は良いわよね」、あと「モンベルができてすごいよね」というふうなお話は聞くんですが、必ずしもそれが目に見えて町内で豊かになった、あるいは物が売れたというところにはまだまだ至っておらないというふうに思っておりますので、引き続ききめ細かく、三春町の有利なところを活かしまして観光政策などをやっていきたいということ。

あとは、その確認はご質問のとおり、成果指標ということでは、どのぐらい来たか、売上げがどのぐらい上がったか、観光客がどのぐらい増えたかという数字で評価できますので、引き続きその辺は関心を持って見ていただきたいなというふうに思っております。

町といたしましても、まずまずのスタート切れたというふうに思っておりますので、今後とも商工会あるいは関係者の皆様と協力しながら三春町を豊かにするような方法をこれからも進めていくということで考えてございます。

以上です。

○議長 以上で13番影山常光議員の質問を終わります。

1時間経過しましたので、ここで5分間休憩いたします。

..... 休 憩 .....

(休憩 午前11時01分)

<休 憩>

(再開 午前11時06分)

..... 再 開 .....

○議長 休憩前に引き続き再開します。14番遠藤亮子議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○14番(遠藤亮子議員) 議長のお許しをいただきましたので、先の通告により、町内から星総合病院への移動支援について3点ほど質問をさせていただきます。

来年4月から三春病院の休院に伴い、担当医から他の病院への紹介を受けている状況にあります。

令和8年2月下旬には全ての外来診療を終了し、現在、三春病院で診療中の患者さんの今後の診療先については、患者さんの意向を優先的に相談のうえ、最適な医療機関を紹介することです。三春病院に通院されている患者さんの約6割が町内の方であり、その多くが星総合病院など町外の医療機関へ通院されることも予想されます。10月28日に行われました住民説明会で声が上がった、町外医療機関への移動支援を町では前向きに検討していくとの答弁がありました。

そこで、既存の町バスの活用での移動支援ができるのではないかと思います。町ではどのようなお考えがあるのかお聞かせください。

1点目は、町内発着で1日1往復の運行は可能でしょうか。

2点目、金額の設定はどうお考えでしょうか。ちなみに、三春病院から星総合病院まで片道830円かかります。

3点目、ドライバーさんが運転に集中できるように介助できる補助者を同乗していただくことをどうお考えでしょうか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

三春病院休院に伴いまして、現在、三春病院に通院されている町内の患者さんが町外の医療機関へ通院することとなった際の移動手段につきましては、自家用車での移動やご親族などによる送迎が困難である場合、既存の公共交通機関や定額乗合タクシー「こまシェア」などの移動サービスをご利用いただきたいというふうに基本的には考えております。

なお、これら移動サービスによる紹介先町外医療機関へのアクセスが困難である場合には、実施期間を定めただうえで、三春病院を発着場所とした移動支援というものについて検討をしていきたいというふうに考えております。

その場合の利用料金や運行時間などの詳細につきましては、今後、関係機関などとも協議のうえ決定をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番(遠藤亮子議員) 既存の公共交通機関や定額乗合タクシー「こまシェア」の利用とのことですが、公共交通機関ですと先ほども申し上げましたように、三春病院から星総合病院までは運

賃が片道830円、往復1,660円かかります。また、こまシェアですと運行範囲が限られておりますので、町外の目的の医療機関はなかなか難しいかと思われま。町内のクリニックでしたら可能かと思いますが、町外ですとなかなか難しい部分が出てくるのではないのでしょうか。三春病院に通院されている約8割が高齢者、自力での乗車なども困難ではないかと思われま。また、診療科目で最も多いのが内科、次に多いのが整形外科です。私も実際、三春病院の整形外科に通っておりますが、このたび、星総合病院への紹介をいただきました。診察に行きますと、患者さんの悲痛な声が聞こえてまいります。この現場の生の声というのが一番必要性が分かるのではないかなと思われま。星総合病院に紹介されて、総合病院だから安心はできるけど通うとなると大変です。お金がまずかかります。手術後のリハビリに週3回通ってくださいと言われてま。週3回、町バスではなく路線バスで行った場合には、もう生活も大変になってきますという声もいただいております。少なからずこういう方がいらっしゃるかと思われま。ぜひとも安心して治療ができる環境を作っていただきたいと思われまが、いかがでしょうか。

また、先ほど三春病院発着ということも検討というお話もいただきましたが、町バスの発着時間に合わせて、三春病院の一番初めにドアが開いて2枚目の入るスペース。そういった所にちょっと椅子などを置いていただいて、雨風がしのげるような場所の設定というのもありかなと思われま。そしてこれらに付随しまして処方箋、薬局の件なんです。今のところさくら調剤薬局はまだ営業されるというようなお話ということなんです。星総合病院からまず処方箋をファックスで送っていただいて、三春病院に到着する時間にお薬が出来上がってれば待ち時間のロスもないかと思われまが、そういったところに関しましてはいかがでしょうか。

○議長 答弁を求めま。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えをしたいと思います。

町バスを使ってというふうなことのお話をいただきました。確かに2月いっぱい外来の診療を中止されるというふうなことで、指定管理者の方からは12月、今月に入ってから具体的に他の医療機関についての紹介を本格的に今月から始めるというふうな話ですので、現実には具体的な需要というものがなかなかちょっとつかめないというのが実態なのかなと思われまが、はじめにそのバスをチャーターして新たな仕組みでの移送というふうなことではなくて、例えば現在町で実施しているこまシェア、こういった既存の交通手段というものをまずは活用した形での支援というものが現実的なのではないかということで考えております。当然、運行している中で改善点等あれば改善というふうなことでの対応は必要なのかなと思われまが、まずはその既存のそういった仕組みというものを使っていくというふうなことはどうかということです。あと料金の関係ですが、例えば現在、現に路線バスなりこまシェアを使って町外の医療機関に通院されている方も当然いらっしゃると思われまが、そういった方々との公平性というふうなこともちよっと観点としては含めた形で支援策、三春病院休院に伴う現実的な支援策というふうなことでの位置づけになると思われまが、そういった形での支援策というものについては検討をしていかなければならないのかなというふうなことで考えております。

あとは介助者の話も出たかと思われま。質問の中ではちょっとした介添えとか補助的なイメージでのお話なのかなというふうには考えております。ただ、やっぱり身体に触れること自体、やはり介護に関わってくることとなりますので、臨時的に例えば支援をするとしましても、やっぱり町が実施する場合、介助行為ができるような介護士の資格を持った方に同乗いただくことに、どうしてもやっぱり町が実施するとなってしまうのかなというふうなことで考えておられまが、そうなりますと、やっぱり対応する人材の確保とか、そういった点での課題も出てくると思われまが、

あくまでもその介助者としてましてはご家族の方に、とりあえず対応いただきたいなというふうに考えているというふうなことでございます。あと、状態によっては当然、ご家族の方も大変だというふうな方もありますが、そういった場合、介護タクシーとか、看護タクシーとかというふうなことでの安全性が担保されている移動手段でありますので、そういったものも状態によってはご利用いただくというふうなことをお願いしていただかなければならないのかなというふうに考えています。あとは、薬局の利用につきましては、大変良い取り組みだと思っておりますので、そういったこともちょっと念頭に、今後検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番(遠藤亮子議員) とても前向きに、そういった車を利用していただきたいというふうな話は分かるんですけども、三春病院がなくなります。他の病院にも行かなくてはいけない。これは現実的なものであって、町内であればある程度バスが通っているのだから利用される方、ちょっと低賃金で利用される方も多いと思うんですが、総合病院、郡山の方に行かれるとか、たむら市民病院の方に行かれるということになったときに、やはり今までは家族の方が送迎をされていたけど、ちょっと遠方になってくると時間の制限もあってなかなかそこに一緒に行くことが不可能という声も出てきております。何度も申し上げておりますけど、私も患者の中で待ち合い時間に隣に座られた患者さんのご家族が嘆いていたんですね。「三春病院がなくなってしまうたら、じゃあうちのお母さんはどこに行ったらいいんだろう」、「紹介はされるということですけど、そこまで毎回送っていただけるのか」と。1人でバスに乗せることもできない。バスも高い。こまシェアも考えたけど郡山までは行ってくれない。いろんなことを、町内の方って大勢いらっしゃるんですね。三春駅・舞木駅までは行くけども、その先はどうしたらいいんだとか。やはり、もうちょっと利用限度というか、制限をかけるのではなくて、もう少しこまシェアを使うのであれば使うなりに利用価値がある乗り物をやっぱり作っていただかないと。本当に三春町が悪いわけじゃないんですよ。三春病院がなくなるのは三春町が悪いわけではないんですけども、やはり三春病院があるからこそ通えるという患者さんのために、どうにかしてその移動支援という形をもっともっと具体的に、三春病院がなくなるということはもう分かっていたわけなので、その時点からそこを考えていっていただかないと、本当に患者さんが困っている状況にある。ただ、やっぱりこまシェアを使うにしても、夫婦で通う場合1か月で1万5,000円とか、やっぱり金額的にも多くなってしまいますので、そこを何とか町の補助で、同乗される、介護ができる家族の方とかも一緒に乗ることができるようなバス、乗り物をご提案いただければどんなにか優しい三春町なのではないかなと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えいたします。

こまシェアの話で、ワイドプランがあつて、郡山駅周辺、星総合病院、南東北、寿泉堂なんかにも通えるというか、そういったプランはございますので、舞木駅だけではないというふうなことで、その辺はご承知おきをいただきたいと思います。

料金につきましては月額1万5,000円ということで、確かに割高といえば割高なのかもしれませんが、そういった機関もあるというふうなことでご理解をいただきたいというふうなことでございます。

確かに、今までは三春病院があったからそこに通院されていた。それが今度休院になることによって、図らずしも町外の医療機関を受診せざるを得なくなったというふうな形での三春病院休院

に伴いましての臨時的な支援措置というふうな形につきましては、一応こまシェア的なもの、料金プランどうするかというふうなことでの話は、これからちょっといろいろ検討はしていきたいと思っておりますけども、ただ、全体の話に今度はなってくるのかなと思っております、今は三春病院休院に伴っての臨時的な支援措置ということでの話ですけども、多分通院されている方で三春病院が契機でというような形ではなくて町外に今も通われている方とかも当然いらっしゃる中で、そういったことを今度考えていくというふうな形になりますと、やっぱり全ての通院患者さんの利用を想定した仕組みづくりということになってきてしまうのかなと。そうしますと、町全体の公共交通のあり方というふうな形の中で、財政的な課題というものも含めた中で検討していかなければならない課題なのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番(遠藤亮子議員) 先ほどは失礼いたしました。こまシェアの運行範囲の件ですけれども、私の方の説明不足もありまして、いろんなところを回れるということも認識はしておりますが、やはり料金的なものというのが一番、通院される方が懸念されているところかなと思われま。いろんな部分で想定をしていかなければいけない、予算的なものももちろんあるのですけれども、やはり全てのことを想定したうえで検討に入っていただかないと、このときはこうだからできないとか、そういうことではなくて、想定することというのはもっともっと幅広くやっていただきたいなと思っております。

先ほどの同乗される介助ができる方というお話もあったのですけれども、どうしてもやっぱり家族の方がいつも同乗できるかというのは限らないので、ドライバーさんが安心して、そして集中して運行ができるという状況をつかむには、ドライバーはドライバーだけに集中していただけるという。であれば、やはり乗降の際に手を添えられる、先ほど言いましたように介護の免許をお持ちの方、そういった方であれば体に触れることができるのさんとかも安心して、目配りができると体調を崩されたときとか、やっぱり乗降の際にちょっと手を添えられるとか、そういった意味もあっての同乗者ということなんですけれども、やはり家族がいつもいつでもできるわけではないので、その人材確保ということもいろいろな難しい部分も出てくるかもしれないんですけれども、やっぱりそういう公共のバスではなくて、町のバスを利用された場合には、そこまでをちょっと考えていただきたいなという思いがあります。いかがでしょうか。で、そういう方が1人でも車の中に乗っているということで、乗られている患者

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えします。

患者さんそれぞれの状態が違うものですから、一概にこれ1つあればということはないかと思っております。おっしゃるとおりだと思います。ただ、今のお話ですと、やはり全体的な制度設計をきちんとしないと破綻するなと思っております。

1つは、やはり受益者負担をどのぐらいにするかというのは当然出てまいります。今現在でも三春病院はかかりつけではないけれども、郡山の病院に定期的に通っていらっしゃる方は相当いらっしゃる。かなり経済的な負担もおありかと思っております。じゃあこれから5年、10年先どうするんだということに対して、一応、今、ご提案として例えば町営でそういった移送サービスがあっても良いのではないかということについては、制度設計はこれからなります。どういった運行をして、どのぐらいの受益者負担までだったらいただけるんでしょうかと。その辺まで話を詰めないで、これは運行がスタートというふうになりませんので、それなりの時間をいただきたいというふう

思っております。

あと、第三者による介助者については、現行法上はかなり厳しい基準がございますので、容態急変、そのときに責任が取れるかということになると、誰も手を出さなくなってしまう。そういった点も十分確認しながら、どういった形であれば実現できるのかというのは、それは関係者でこれから話をしないと、今すぐできますというのは残念ながら正直申し上げて明確な返答はできません。ただ、大きな制度を設計して、これから遠くの病院に通う時代になってしまうんだということになればそういった制度設計は必要ですので、町としてはこれから前向きにそちらについては取り組んでまいります。その中でご意見を反映させていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長　以上で14番遠藤亮子議員の質問を終わります。

○議長　10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番（篠崎聡議員）　それでは、先の通告書に基づきまして2件の質問をしたいと思います。それでは、1件目の質問です。

北関東の県で老朽化した配管から漏水が起き、道路が陥没するという事故が発生し、車が転落し、人命が奪われるという事故が起きております。また、他県では水道管が破裂し、長時間にわたり断水が起き、知事が謝罪するという事態も最近起きております。

それでは1点目。当町では上下水道で配管の老朽化により漏水が危険な場所はないのか。また、今まで道路が陥没するなどの事情は起きていないのか。

2点目。万が一漏水が起これば、道路が陥没して事故が発生した場合、初動での被害拡大を食い止める体制はできているのか。

3点目。漏水の修理に年間どのぐらいの予算を見ているのか伺います。

○議長　答弁を求めます。

橋本企業局長。

○企業局長　それでは、第1の質問にお答えいたします。

まず、現在の上下水道管の現状についてご説明いたします。上水道管の総延長は約158kmで、そのうち、法定耐用年数40年を経過している管路は6%の約10kmとなっております。また、管の最大口径は35cmです。

次に下水道管ですが、公共下水道管、農業用集落排水管の総延長は併せて約61kmです。下水道管につきましては、法定耐用年数の50年を経過している管はございません。また、管の最大口径は60cmでございます。

1点目の、老朽化により漏水して危険な場所についてですが、現時点で把握しておりますのは、磐越東線の区域を占有している上水道管になります。そこにつきましては、現在、更新のための調査・設計を実施しており、耐用年数を超えた上水道管につきましては、重要な管から計画的に更新してまいります。

次に、漏水による道路陥没の実例ですが、30年ほど前に車の片輪が落ちる事故が1件ございました。それ以降は漏水による道路陥没の記録はございません。

次に2点目の漏水による道路陥没が発生した場合の初動体制ですが、業務時間の場合、通報等を受け職員が直ちに現場に向い、通行止めの対策が必要な場合は、道路管理者等関係機関への連絡と共に、通行止めの対応を行います。また、漏水の状況によりましては、更なる被害の拡大を防ぐために断水や水圧を弱める処置を行います。休日の場合は、職員を当番により待機体制を敷いており

ます。また、夜間につきましては、緊急時の連絡体制により連絡を受け、職員が対応することとしております。

次に、3点目の漏水修繕の年間の予算ですが、令和7年度予算では900万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長 篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） 再質問させていただきます。

漏水が起きた場合、水圧を下げる措置というのがありましたが、具体的にどのようなことをするのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

橋本企業局長。

○企業局長 再質問にお答えいたします。

水圧を弱める処置でございますが、こちらは仕切り弁というバルブがございます。こちらを閉めることによりまして水圧・水流を弱めることができます。そちらにより対応いたします。

以上です。

○議長 篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） 続いての再質問になります。

修繕費、年間900万円ぐらいということになっているようですが、まだ町内に石綿管、石綿の使っている水道管があるということは聞いております。石綿の入っている水道管を地中から掘り出す場合、いろいろ面倒くさい管理などが発生するということですが、ちなみに町内で石綿管などを使われている水道管はあるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

橋本企業局長。

○企業局長 それではお答えいたします。

町内にはまだ石綿セメント管が埋設されている場所がございます。こちらは、まず2箇所ございまして、新町地内におきまして110m。次に、沼之倉地内において180mまだ残っております。こちらの管につきましても計画的に更新していきたいと考えております。

以上です。

○議長 篠崎聡議員。

第2の質問を許します。

○10番（篠崎聡議員） 続いて第2の質問に入ります。

広報配付日にあわせまして、たくさんの紙配付物が配付されております。

1点目、行政DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、議会では紙媒体の配付が非常に減少しているというふうに感じておりますが、町全体では前年比に対してどのくらい減少しているのでしょうか。

2点目、広報配付日に紙配付物が多く、仕分けに時間がかかるうえ、重くなるので配るのが大変ということが聞かれます。何か対策はないのでしょうか。

3点目、配られる紙配付物が多いということで、重要なお知らせが埋もれて気が付かないということで、読まずに廃棄されたりということが起きております。DX推進のため全世帯にタブレットなどを配るようなことは考えていないのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 第2の質問にお答えします。

1点目の紙媒体での広報配付物については、4月から10月までの同時期における配付件数で比較しますと、前年度は191件、今年度は152件と前年比79.6%となっており、20.4%減少しております。こちらは件数での計算でございます。

2点目の広報配付時の負担軽減策については広報紙と一緒に配付されるチラシをできる限り広報紙の紙面に掲載することや、町全域を対象としないチラシにつきましては、地域を限定して配付するなど配付物を減らす取組みを引き続き推進したいと考えております。また、地区におかれましては、文書配付の協力者を新たに選任していただくなど、地域の方の協力をいただきまして「共助」の取組みの検討もお願いしたいと考えております。

3点目のタブレットの配付につきましては、初期費用としての機器購入費、セットアップのためのインフラ整備費、さらにはメンテナンスや通信費など運用コストが必要となりますので、全戸に支給するためには大きな財政負担を伴います。また、タブレットを使いこなしていただけるためのサポート体制の整備、インターネット環境が整っていない地域や家庭への対応など、技術的な課題も多くあるため、現時点ではタブレットの全戸配付は難しいと考えております。

○議長 篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） それでは、再質問させていただきます。

重要なお知らせが他の配付物に埋もれて分からないということが発生しております。例えばこまシェアの実証実験をしたときに、その後議会でアンケート調査を行ったところ、ほとんどの人がそういったことをやっているのが分からなかったということでありました。あまりにも紙媒体が多いということでそのまま古紙になってしまうということで、その他何か対応はありますか。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 紙媒体が多すぎて重要なお知らせがなかなか分からない、見逃してしまうということにつきましては、ご迷惑をかけていることに対しまして反省をしましてまいりたいと考えております。

現在におきましては、紙媒体の他に町の公式LINEを活用しまして、重要なお知らせは逐一LINEでお知らせをして、そのLINEにホームページなどへのリンクを記載しておりますので、そちらのリンクを押していただければ詳細なデータが分かるような取組みをしております。今後も、より分かりやすく重要なお知らせがすぐ皆さんにお知らせできるような取組みをまいりたいと考えております。

○議長 篠崎聡議員。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で10番篠崎聡議員の質問を終わります。

○議長 2番三瓶一壽議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○2番（三瓶一壽議員） 議長のお許しが出ましたので、先の通告に基づき、私の方で質問をこれから進めさせていただきたいと思っております。

私は、小さな拠点づくりについて質問させていただきたいと思っております。

去る定例会9月会議の一般質問において、私は三春の考えているコンパクトシティのあり方について確認させていただきました。そのときの答弁の中で、三春の居住空間においては、旧町地区と岩江地区に比較的多くの方々が居住されていること。都市機能については、おおむね旧町内に集

積されている現状がある。そして、その利用形態は旧町内の都市機能を利用される方々、または隣接市の都市機能を利用される方々に分かれているのが現状であること。そしてこの状況下で、今後長期的に持続発展する地域を構築していくためには、三春町内の他の5地域において小さな拠点づくりや住民同士の支え合いの仕組みづくりを進めていくと答弁されました。そこで今回、次の3点について質問させていただきます。

1点目、町の考える「小さな拠点」の具体的なイメージとして、どのようなものを考えられているのか。

2点目、これらが整うことで各地区には小さな拠点がもたらされるのか。今後もっと良くなっていくのか、または我慢を強いられるのか。

3点目、今までどおりの密度で各地域のインフラなどを持続していくことは今後困難になると考えるが、これから先、残すあるいは利活用していくべき地域の機能を上げるとすればそれは何なのか。

スリム化と利便性について聞きたいと思いますので、よろしく答弁お願いします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えします。

1点目の、町が想定している「小さな拠点」の具体的なイメージについてであります。人口減少や高齢化の進展により、日常生活を営むうえで行われている活動やサービスなどの確保が難しくなっていくなかでも地域ごとに人々が集う場、交流する場を設け、地域の人と人とのつながりや住民同士の話し合いのなかで、一人ひとりの住民が豊かな日常生活を営めるような支え合いの仕組みづくり、環境づくりを進めていくことを想定してございます。

今までの取り組みでは、小さな拠点づくりという言葉ではなく、「地域コミュニティと行政による新たな協働のまちづくり」というかたちで、地域ごとに人々が集う場、交流する場を設けるサロン事業、おでかけ応援隊といった移動支援の取り組みを進めてきたところです。

2点目の質問についてですが、先ほども述べましたけれども、小さな拠点づくりを進めることで、日常生活を営むうえで必要なサービスなどの確保が難しくなっていくなかでも、一人ひとりの住民が豊かな日常生活を営めるような地域コミュニティの体制の強化が図られるものと考えております。

また、こうした取り組みは、人口減少や少子高齢化が進み、社会情勢が大きく変化していくなかで、地域を維持していくために必要な取り組みであり、行政が地域に対して一方的に押し付けるものではなく、地域と行政がそれぞれの役割の中で協働して取り組むものと考えております。

3点目の質問についてですが、現在行われている地域コミュニティを維持していくための様々な取り組み、景観維持活動や相互扶助活動、地域文化・地域行事などの取り組みを地域の機能として考えており、できる限り、そうした機能を残していく、または、活用していければと考えておりますが、同じかたちで継続していくのが困難な場合でも、小さな拠点づくりを進めるなかで、地域と協働しつつ、新たな仕組みづくりを進められていければと考えているところでございます。

○議長 質問はありますか。

三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) まず1点目の町が想定している小さな拠点の具体的なイメージについてであります。今ほどの答弁で人々が集う場、交流する場、これらの説明は今までも何回も受けてきたと思います。もうそういう概念的なものではなくて、もっと具体的な計画を示して、各地域との協議する段階が来ていると考えております。これらの場とは具体的に何をイメージされていま

すか。ハード的な施設であれば、現在の各地域の集会施設ですか。それとももっと新しい多機能を有する施設を意味しているのでしょうか。また、多機能。そこにはどのような機能を持たせたら良いと考えられますか。

先ほどの答弁で、従来の地域サロン事業や移動手段の取組み等、これは地域福祉サービスの一環であり、これからはもっと各地域住民の生活に密着した多機能なサポート事業が必要になってくるかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 もっと具体的にというお話であります。この制度を少し国の省庁別にちょっと捉え直してみますと、小さな拠点という言葉を使っているのは、実は総務省と国交省であります。

もう1つ。地域、特に農村地区を豊かにしようということで、農水省の方ではRMO。農村の経営組織というふうな言葉を使っております。2つとも大事な概念でありますので、まず、最初にお話をさせていただきました。

1つ目の小さな拠点ですが、これは分かりやすい形という、むしろハード事業の方を指すかというふうに認識しております。今の再質問の中にあつたとおり、地域の公民館、あるいは小学校、つまり人がよく集まる場所を拠点として、まずハードとして下地として作っていただく。その中でどういうことをやるかという交流をする場、サロン事業のようなものということになってまいります。

一歩進んで、先ほど農水省のRMOという話をしたんですが、地域の経営組織体という概念がもう1つございます。これはむしろソフト事業の方に入ります。具体的には地域をおこしていくためにはどうしたら良いか。草刈りをする、後は高齢者の日常生活の支援をする、そういったものを事業としてやっていく場合にどうしたら良いか、そういった話合いをして実際の実行に移す。当然、対価もいただく、そのような活動をしているところがございます。

むしろ概念でお話するよりも、実際にやっている事例を聞いたほうが分かりやすいかと思うんですが、特に西日本の方の過疎が厳しい山村地区ではもう既に取り組んでおります。例えば集落に1か所あった農協の支所がなくなってしまったと。買物ができない、ガソリンも入れられないというふうなことがございまして、どういうふうにしたかという地域で話合いをして、農協から売店の経営というか営業を委託された。あるいはガソリンスタンドの経営を委託してもらって、住民がそれぞれ力を合わせながら自分たちで事業をおこして、地域の今までの生活を守っていくというふうな事例がございます。イメージとしてはそういうものでございます。三春にとってもそういった活動が今後必要になるというふうに考えております。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 今の答弁について再質問させていただきます。

先ほどの具体的な例の1つに集会場や小学校等のお話がありましたが、現在少子化で小学校は統合されて廃校になっているような現状があるのですけれども、今ほどのお話の具体的な例としては、その廃校を活用するというふうなイメージで捉えてよろしいのでしょうか。ということと、先ほど関西の方の具体的な農村部の山間地域の具体例を挙げていただきましたが、三春でもそういうことをやろうとしているのかということと、それをやるために三春町は以前から何回もまちづくり協会というふうなお話が出ておりましたが、そういうことについて、このまちづくり協会との合意形成を具体的にされているのかどうかについてお答えいただきたいと思っております。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1つ目の廃校の利用の件であります。ご承知のとおり、三春では小学校6校から3校に再編するということになります。令和9年、令和10年からその予定です。今最優先したいのは、その学校の再利用をどうするかというのは、役場庁内でもプロジェクトチームを作ってこれから具体的な行動に移ってまいります。当然、地区の方のご意見も十分参考にしてまいりまして、それをまず再優先させていただきますが、その中で、廃校利用と地域の交流の場というのは必ずしも合わないということではなくて、場合によってはその中に取り組みでということも十分可能性としてはあると思います。かなりその辺は融通が効く形で考えていきたいというふうに思っております。

2つ目の、まちづくり協会やっていけるのかというふうなご心配かと思えます。まちづくり協会、それぞれ特徴がございまして、こういった事業活動に積極的な地域も当然ございます。そういったところについては、まちづくり交付金の中でその裏打ちを支援させていただくということも今までやらせていただきました。今後はそういった日常生活支援とか、そういったことに興味をお持ちのまちづくり協会さんもございますので、町も十分伴走しながら、どうやれば具体的にそういうものが進められるか。先ほど例示されましたおでかけ応援隊などももうちょっとブラッシュアップしないといけないというふうに思っておりますので、そういうものを地域の方と協議しながら、実用的に、日常的に使えるような状態に持っていきたい、そのように考えております。まちづくり協会、各協会ともそういうことに対しては積極的であるというふうに申し上げておきます。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 1点だけ追加質問させてください。今ほどのいろんな町の考え方をお伺いしたんですけど、これからやっていきたいというお話だったんですけど、私はもう既にやらなければいけないんじゃないかと、スケールの話で申し上げたんですけど、その辺はこれからやっていきたいという段階なのか、それとももう既に動いているよという段階なのか、お聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えします。

「そういうふうにやっていきたいんだけど、なかなかうまくいかないね」というぼやきが出ているのが現在の姿だと思います。理由としては、例えばまちづくり協会の役員さんしか動いていないとすれば高齢化が問題になります。ただ、それを引き継いでくれる若手がいるところは具体的なことができています。ある地区によって、今まで全くなかった農産物の直売所を作ったというふうな事例もございますので、既に始まってはいるけれども、全ての地区で同じように今すぐ実行に移せる状態になっているということではありませんので、そういったものをできるだけなくしていく。そういった積極的な実際の行動に移す。そういったものをぜひとも推奨していくというのが町の考えであります。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) ありがとうございます。この辺非常にこれから時間も押し迫って重要な部分なので、しっかりとスピード感を持って進めていただきたいと思います。

それでは、2番目の答弁に対しての再質問に移させていただきます。

2番目の質問は、小さな拠点が整備されることで、つまりハード的な拠点整備が整うことで、地区住民の生活はどの程度豊かにできるのかを尋ねたものなんですけれども、地区住民は今以上に

利便性を享受できるのか。あるいは日常生活では今以上に個々の努力や工夫を求められるのか。要するに不便さがあるのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 なかなか概念的で非常にお答えづらい質問であります。身近な例で挙げると、例えば宅配があるとして。今までは指定する時間に必ず何回も持ってきてくれた。それはもう最近ではできなくなった。置き配になってしまった。置き配になったことを不便と感じるか、我慢してくださいとを感じるかというのは人それぞれだと思います。そのように、これからの時代なかなか今までやっていたいろんな公共サービスができなくなってくる。民間サービスなんか特にそうだと思うんですが。そういったものを、例えばその拠点の方で地区の方が代わりにそういったものを請け負うことができるかどうか、そういったこれからあれもできない、これもできないというふうな時代になってくるんですが、その中で、我々がその代わりをやってみようというのを不便というふうに捉えるか、我慢と捉えるかというのは人それぞれだと思います。地区の方が、じゃあ我々でやってみよう、結果うまくなったということであれば、それは小さな成功体験ですので、それはそれで奨励すべきだというふうに思います。

お答えがなかなか難しいんですが、そのような一つ一つ、今まで当然できていたものができなくなってしまったというのは珍しくなくなっていく時代であることは間違いありませんので、それにどう適応していくか。どうやって前もってそういった情報を自分のものと捉えて、じゃあ我々の地域ではこのように解決していきましょうという動きが非常に大事だというふうに思っておりますので、それでうまく適応できれば最終的には地元に住む方の満足度合いが上がるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 今ほどの町長の答弁、ごもっともだと思います。ごもっともなんですけど、それを不便と捉えるかどうかということは確かに個人差があるかと思えます。ただ、特に今地域の拠点を持つ周辺部の地区についての話をしていますので、これからどんどん人口が減少していくし、高齢化が進んでいくと。先ほどの病院の通院の話ではありませんけれども、そういう状況の中で、やっぱり必要な部分は必要なので、その辺の仕組みづくり、これは急務だと思いますので、ぜひともその辺、着実に進めておいていただきたいと考えております。続けてよろしいですか。

3点目の答弁ではハード的な要素、地域のインフラも縮小せざるを得ないとの答弁で理解してよろしいのでしょうか。

また、ソフト的な要素、景観維持活動や相互扶助活動、地域文化、地域行事などの取組みは答弁のとおりで、残す努力というよりもむしろこれを活用していく、活用して地域の活性化の大きな宣伝材料として移住者や定住者に向けて発信すべきではないかと考えます。今後の行政と地域の発想の転換と協働に期待すると考えますが、その辺、町長としてはどういうふうにご考えますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1つ目の地域のインフラ、今後廃止するのではないかとこのようにお話です。

確かに、老朽化がひどくてどうしようもないというふうな場合になって、その代わりになるものが近くにあるということであれば廃止というのも当然でございます。例えば最近の例ですと、昔は消防団屯所として活用していたけれども、近くに別なセンターができたので、今までののは使わなくな

った。これは老朽化がひどいので廃止しようかというところもあれば、地区の防災倉庫として使っていきたい。そういった使い方がありますので、そういった例に倣っていききたいというふうに思っております。

2つ目なんですけど、これから残すべきものということで、地域の文化行事というのはお話をしました。既に町としてもそこは注目してございまして、伝統的な行事については何とか継承できないかということで、地元との働きかけをしております。そのために文化財の利活用計画というのはそのためにも作っている計画ですので、そのような中でやっていきたい。そして、地域文化の継承というのは言うのは簡単なんですけど、当事者にとっては非常に大変です。細々としたルールがあります。一例を挙げると女人禁制だったり、何歳以上ではないとできないというふうなルールがあったりします。その辺のルールを見直すことで今までどおり継承できるのであれば、それでも良いのではないですかという地区と、いや、それはできないということになれば、自ずと廃止方向に行ってしまうところもあるのではないかとこのようにちょっと心配しておりますが、かなり地区ごとには優れた文化が残っておりますので、できるだけ残していただけるように柔軟に考えていただけないかというふうなお話も含めて文化財保存活用地域計画の中、そしてそれに基づく地域の懇談会というのは既にやっておりますので、ぜひとも残していただけるようなことに町としては支援をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 今ほど町長のお話で、私は文化財とか何か残す活動は非常に大変だということなんですけれども、確かに大変です。でもそれを逆転にとって、発想の転換と郷土という形の行動をぜひともとっていただきたいということを申し上げまして、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 答弁いただきますか。いいですか。

以上をもって2番三瓶一壽議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時を予定しております。

…………… ● ● 休 憩 ● ● ……………  
(休憩 午後 0時04分)  
<休 憩>  
(再開 午後 1時00分)  
…………… ● ● 再 開 ● ● ……………

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

15番鈴木利一議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○15番(鈴木利一議員) さきに通告してあります2点について質問します。

まず1点目ですが、公共交通についてであります。

町内の交通機関にはJR、福島交通、町独自で運行している町営バス、乗合タクシーの「こまシェア」、そして中郷・沢石地区でボランティアで運行しているおでかけ応援隊・支援隊で町民の足を確保していますが、どの交通機関も利用者がまばらで、依然として町民の要望に応えるものではありません。

1点目として、こまシェアはまだ実証運行ですが、利用者はどのようになっているのかお伺い

たします。

2点目ですが、町全体の公共交通の考え方はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 第1の質問にお答えいたします。

実証運行中であります月定額乗合タクシー「こまシェア」の現在の登録人数は37名で、内訳につきましては、1か月のうち4日間乗り放題のライトプランが14名、1か月乗り放題のベーシックプランが18名、郡山市及び田村市への移動も可能なワイドプランが5名となっております。

利用者の主な行き先は、通院や買物、公共施設や美容室、友人宅など多様な目的にご利用いただいております。4月から10月までの運行延べ回数は1,001回となっております。

前年の取組みから33名増加しておりますが、今年度目標とする50名には達しておりませんので、引き続き利用促進に努めてまいります。

2点目につきまして、町では三春町地域公共交通計画に掲げる「町民の日常移動を支える利便性の高い持続可能な地域公共交通の実現」に向け、計画に位置づけられた各施策に取り組んでおります。施策の一つに「町営バスの効率的な運行」を掲げており、令和6年度から朝晩コースで予約型の実証運行を開始し、令和7年10月からは一部コースの廃止や統合などによる再編を実施したところであります。町営バスは、人口が集中する多くの利用が見込まれる地域での移動手段として、また、三春駅など鉄道駅からの二次交通として今後も効率と利便性を高めるよう見直しを継続してまいります。

公共交通全体の考え方につきましては、町営バスを主に人口が集中する地域の公共交通の軸を据えつつ、町営バスではカバーできない部分については、実証運行であります「こまシェア」や、地域の支え合いの取組みである「おでかけ応援隊・支援隊」、民間タクシーなど「ドア・ツー・ドア」方式の移動支援の充実を図るなど、様々な交通サービスの組み合わせにより、より良い公共交通体系の構築に努めてまいります。

○議長 鈴木利一議員。

○15番(鈴木利一議員) まずこまシェアですが、前回よりはプランが増えて利用者も増えたということで、少しは良かったのかなと思うんですが、現在37名で目標50名なんですが、この目標50名でどこまでの人数を登録したら、一応公共交通として、こまシェアとして大丈夫なんだというふうな目標数字というのは考えてありますか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 目標の50名でありますが、実証運行をする際に公共交通機関との調整の中での目標を立てておりますが、あくまで50名は目標でございますので、50名以上の利用ができるように、今後推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番(鈴木利一議員) とりあえずの目標として50名なんだろうけども、どの人数まで登録したらこまシェアが定着したというふうにお考えですか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

人数50名の目標でございますが、人数にとらわれることなく、地域の方の移動手段の確保を図

れるよう努めていきたいと考えております。

申し訳ありません。補足させていただきます。50名の設定する中で採算ラインということがございまして、隣の郡山市で民間事業者が行っておりまして、50名というのが事業採算ラインでもありまして、50名を設定しております。そういったものを含めて、採算性を含めての人数の設定でございます。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番(鈴木利一議員) こまシェアの運行には、国からの補助金950万ぐらいかな、入ります。全体的にこまシェアの歳出で見ると1,100万、1,200万弱ということですが、国の補助金、これいつまであるのかということ、利用者からの負担金で80万ぐらいしか収入は上がっていないわけですね。採算ベースで考えたら、国の補助金がいつまであって採算取れるのかというのが、まず、費用対効果ではありませんけども、大変重要なところになってくると思うんでひとつよろしくをお願いします。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

今現在のこまシェアの運行に関する費用でございますが、運行費用と、あと予約の関係の費用としまして、約1,300万ほどの費用がございます。それに対しまして、今年度は国からの交通空白解消緊急対策事業補助金としまして、944万ほど交付決定を受けております。利用者の負担としましては80万円ほどの予定でございます。そういった形で差引額が町の負担となっておりますが、50名程度が利用すれば採算が取られる形と考えておりますが、次年度以降についての国の補助金につきましては、今年度に引き続きまして、次年度も補助金を活用できるよう、申請等を行って利活用を図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番(鈴木利一議員) まず国の補助金、何年まで出るのかというのが非常に重要な問題だと思うんですが、この先永年出るのかどうかをお願いします。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

今年の公共交通空白緊急対策事業の補助金の何年間ということにつきましては、申し訳ございません、今ちょっと手元に資料がないため、永年の補助金ではありませんので、活用できる期間につきましては活用したいと思いますが、今後、国の方ではいろいろな公共交通に出してる補助金がございますので、いろんな補助金を活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番(鈴木利一議員) 11月に入ってから茨城県の方に研修に行ってきました。茨城県の高萩市と大子町ということで、大子町については、AIの乗合タクシーということでやってるそうです。利用者が1万6,000人…失礼しました、1,600人でした。登録利用者が1,600人。定額制じゃなくて乗り合いですので、AIを使って1回300円で誰でも利用できると。夜間については500円ということで、夜間も運行しているというような町です。

高萩市については首都部と郊外と違うんですが、郊外についてはデマンドタクシーでやってい

るということで、それぞれに地域で考えてやってるわけですね。

そういった意味でも、金額的に大子町のように1回幾らということであれば登録者も増えるし、こまシェアの通常1万円という金額では、高齢者がなかなか使いづらい。1万5,000円と5,000円というふうにあるんですが、なかなか1万円のコースで利用しようかと思うと、なかなか金額が大変だということで、例えば登録をしてもらって、1回は金額幾らとか、300円とか500円とかというような使い方というふうな方向では考えられないでしょうかね。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

定額1万円が高額ではないかということで、今年度事業の見直しをしまして、回数は制限ございますが、ライトプラン5,000円で月4回、4日間乗り放題のコースを設定して運行しております。例えば、ご提案ありました回数での運行につきましては、今行ってる実証運行についての検証を行って、回数での利用ができるかどうかについてを今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番(鈴木利一議員) タクシーについては、検証の後検討するという期待をしたいと思いますと思うんですが。

あと、町全体の公共交通の考え方なんですが、先ほども話した高萩市というところは広い地域なんですが、人口が市内に集中してると。90%以上が市内に人口が集中してるというところで、ここではA Iのバスを使って運行してるわけですね。朝晩の、いわゆる民間バス会社が採算の取れる朝晩については民間でやると。日中の空いた時間帯をA Iを使った乗合バスにして、バス停が300幾らだったんですが、バス停が仮想空間で、仮想バス停ということで、通常のバスのストップの看板を立てるんじゃなくて、例えばどこどこ集会所の前ということで仮想でやって、スマホで申し込むということで、実際に乗ってきました。スマホで申し込んで、今バスがどこにいますよと。最寄りのバスがすぐ来ると。バス停も多いですから、本当に玄関の前、ちょっとしたとこで乗れるということで、非常に素晴らしいバスだなというふうに感じてきました。

三春町の全体の公共交通の考え方が、例えばこまシェア、タクシーを使ってやるとか、あとおでかけ応援隊・支援隊、あと町バスということでいろんなものがあるんですが、ちょっと煩雑になり過ぎて分かりづらいんじゃないか。例えば町バスについても、日中、空バスとよく言われるんですが、バスのサイズも例えばワゴン車程度にして、小さいので要望のあったとこに走らせると。

以前にやったのは、バス路線を変えないで要望のあったとこに行くという検証をしたんですが、それでは同じとこに走らすんだから、全然変わんないんじゃないかということで言った記憶があるんですが。もう少し、例えば仮想バス停でも何でも良いんですが、最寄りから最寄りということで、本当もっと簡単に使いやすい。A Iを使ってやればバスが今どこにいる。そういったことですぐ分かりますので、待ってる方もそんなに苦にならないで待つてられるということがあります。

そういった意味でも、少しA Iを使って、もうちょっと細かなバスの運行にしていってらうかと思うんですが、どうでしょう。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

まず、公共交通の全体の考え方でございますが、まず一つは、JR鉄道がございます。鉄道につきましては、通勤・通学に活用できる輸送の路線としまして、路線バス、福島交通のバスがござい

ますが、こちらも隣接の市町村への通勤、あとは通院のためのバスとしての運行。あとは、町バスにつきましては、町内のある程度人口が集中しており、利用者が見込めるにつきましては、町バスで運行していく。あと、そこでカバーできない部分につきましては、こまシェアなどのドア・ツー・ドアで運行していくという形で、様々なツールを組み合わせるの公共交通を構築していきたいと考えております。

あと、A Iの利用でございますが、A Iによります予約、あとは配車システムについては、効率的な運行には必要なものと認識しておりますので、今後、町バス含めての運行見直しの中で、導入について検討していきたいと考えております。

○議長 鈴木利一議員。

○15番(鈴木利一議員) A Iを使った乗合バスも間もなく運行するのかなというふうに感じましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひますが。

あとですね、福島交通のバスが斎藤経由で郡山・三春間を運行してるんですが、10月からしたんですが、その今の乗合状況、乗客数などはどうなっているかご存じでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

10月からバス路線の再編によりまして、斎藤経由郡山行きの路線が新設されております。

10月分の利用状況になりますが、往復で377名という利用状況になっております。まだまだ利用の人数が少ない状況でありますので、町としましてもこの路線の周知、PR等を図って利用促進を図っていきたくて考えております。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番(鈴木利一議員) 次の質問に移ります。

○議長 第2の質問を許します。

○15番(鈴木利一議員) 2点目の三春病院の今後についてであります。

来年の3月をもって三春病院の指定管理者である星総合病院が撤退することになりました。住民説明会で町民に対して説明したところですが、町民や町内の開業医は入院設備のある三春病院がなくなることに對して不安があります。

そこで1点目ですが、説明会では、一旦休院して今後は管理運営する医療機関を募集し、令和8年度中には選定したいとしていますが、現時点においてどのようになっているのかお伺ひいたします。

2点目ですが、三春病院が休院で使用していない間に、使用していない設備のリハビリ施設で、現在、保健センターで行っているマチトレを行ってはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

3点目ですが、三春病院の利用者から「病院には国から多額の補助金が出ているが、それを全て町の財源にしてしまい、病院には来なかったため赤字になった」と言われております。そのようなことがあるのかお伺ひいたします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

星総合病院が三春病院の管理契約期限を1年前倒しし、来年3月をもって撤退するとの申出を受け、町では現在、後継の医療機関選定に向け準備を進めているところでございます。

次に、三春病院休院期間中のマチトレとしての利用についてであります。三春病院はあくまで

も休院であり、医療機関としての機能を廃止したわけではございません。したがって、今後も医療サービスが再開できるよう、現状のまま維持保全することが必要であり、保健所からマチトレなど他の用途に使用することはできない旨指導を受けております。

最後です。「病院には国から多額の補助金が出ているが、それを全て町の財源にしてしまい、病院には来なかったのが赤字になった」とのお話でありました。これは事実ではございません。

補助金はその制度上、決められた用途以外に使用することはできません。したがって、町が国から多額の補助金を受け取り、それを病院事業以外に使用しているという事実はありませんし、そのようなことが、あたかも三春病院の赤字経営の原因であるかのような話は明らかな誤解であります。ぜひともご理解をいただきたいと思っております。

○議長 鈴木利一議員。

○15番(鈴木利一議員) 今の三春病院、少なくなつて40床ということなんですが、その規模で再開というか、次の管理運営者を選定していくのか。まず、その辺をお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えをしたいと思います。

人口減少、あとは田村市内にたむら市民病院が開設されるといった医療を取り巻く環境変化というふうなことを考えた場合、現在の病院の規模についてどうなのかというふうな議論はあるとは思っておりますが、町内の8か所クリニックがありますが、入院ベッドがないということと、あとCTなどの高度医療機器による検査機能、これはぜひ必要だよというふうなことで、そういった機能は当然、今後も維持していかなければならないだろうと思っております。

規模感につきましては、当然これから後継の医療機関の選定というふうなことでさせていただくわけですが、一方的に町の方で規模こうというふうなことばかりではなくて、相手方の意向というふうなこともあると思っておりますので、そういったことも踏まえた形の中で検討していくような形になるのかなというふうにご考慮しております。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番(鈴木利一議員) 相手次第だということだと思んですが、例えばですがクリニックタウンみたいな個人の開業医さんが、何件か三春病院を使って開業するというので、例えば三春病院を設備として貸し出すと。そういった開業医さんに。そういうことも考えられると思んですが、どうでしょうね、その辺は。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えいたします。

町としましては、現在の三春病院の施設を活用した形の中で、引き続きあの場所で医療サービスというものを継続していただくというのが第一の目標というふうなことで考えておりますので、運営方法につきましても、後継の医療機関選定の中でいろいろ検討はしていきたいというふうにご考慮しております。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番(鈴木利一議員) マチトレの関係なんですが、例えば今の三春病院、後釜がどんな病院にしていくかという話もあると思んですが、あそこのリハビリ施設ですね、それをせっかくでするので活用したら良いんじゃないかということで、マチトレやったらどうかという話をしたんです

が。例えば三春病院の入口を別にして、ここは半分は三春病院じゃないんだよというふうな、そういった使い方もあるんじゃないかというふうに思うんですよね。せっかくある設備をただ眠らせておくのはもったいないと。リハビリのためでするので、マチトレも十分にあそこで利用できるんじゃないかというふうに思うんですよね。その辺について、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えをいたします。

まず、先ほど町長の答弁にもあったように、基本的には三春病院休院中だというふうなことで、現状維持、再開できるような形での維持管理をしていくということで、ほかの用途、それはリハビリ室を利用してマチトレというふうなことも含めて、なかなか困難だよというふうな話はいただいているところでございます。

ただ、今後どうしていくかというふうなことにつきましては、当然、後継の医療機関が選定をされていくというふうな過程の中で、今の三春病院の建物・設備をどのように活用していくかというふうなことでの活用範囲というものは当然決まってくるだろうというふうに考えておりますので、医療サービスの提供に支障のない範囲で修繕とか、入口とか玄関を別にするとかというようなことでの必要な改修とか、そういったものは実施するような形になると思うんですけども、そういった形で使用していないエリアの有効活用ということについては、当然検討していくような形になってくると思っております。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番(鈴木利一議員) あと、一番最後にうわさとしてこんな話があるんだという話をしたんですが、どこから、その発生源は分からないんですが、それについて全然違うんだよという答弁だったんですが、そういった話が出てくること自体、町長はどんなふうにお考えでしょう。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 住民説明会あるいは広報みはるなどでお知らせしているところでありますが、そういった今回のような、いわゆる誤解ですよというふうな内容につきましては、必要に応じてその都度丁寧に説明させていただくということに尽きるかと思います。

我々としてやらなくてはいけないのは、住民説明会あるいは町内の医療機関との話合いの中で、何とか入院機能を残してほしい、そして、できればCTスキャンなどの検査機能も使えるようにしてほしいというのを第一の目標として、後継医療機関を探しているということになりますので、まずはそちらに向けて努力をさせていただく。そして、そういったものがもし結果が出れば、自然とそういったうわさは消えていくのかなというふうに思っておりますので、目標に向けて頑張っていくと、そういった考えでおります。

○議長 鈴木利一議員。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、15番鈴木利一議員の質問を終わります。

○議長 1番影山孝男議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番(影山孝男議員) 議長の許可を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

1つ目、ふくしまグスティネーションキャンペーンの取組みについてです。

J Rグループと県・市町村・地元の観光事業者などが一体となって、各地域の魅力を発信する観光キャンペーンですが、今年はプレDCが4月から6月まで実施されました。来年が本番となります。4月から6月までとなりますが、そこで、今後の取組みについてお伺いしたいと思います。

1点目、三春町として具体的な取組みは。

2点目、プレDCでの改善点や新たな取組みは。

3点目です。磐越東線活性化対策協議会との関連性は。

ということで、よろしくお願いします。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 質問にお答えいたします。

1点目の具体的な取組みにつきましては、滝桜をメインとしたふくしまDCの広報・啓発活動、中心市街地を巡るスイーツスタンプラリー、三春駅周辺での風ふくマルシェなどを三春町の特別企画として実施いたしました。

2点目のプレDCでの改善点につきましては、ふくしまDC全体の実施内容や三春町での各種イベントのPR、広報周知の強化を図ることであると考えております。今年度も町広報や公式LINE、町ホームページなどでPRをしておりましたが、今後SNS等を活用し、町の内外に向け積極的な情報発信に努めてまいります。

また、令和8年度予定しております新たな取組みは、滝桜へのさらなる集客を図るため、姉妹都市一関市の東山和紙を活用しました「おもてなし竹灯籠」の設置、三春町の魅力的な場面の写真を集めました「三春町推しパンフレット」の配布、まちなか周遊を目的とした「重ね捺しスタンプラリー」、「三春まちなか寺社巡り」の事業であります。

3点目の磐越東線活性化対策協議会との関連性についてであります。町では今年度、磐越東線利用促進、三春駅周辺のにぎわい創出を目的として、5月18日にふくしまDC特別企画「風ふくマルシェ」を実施し、約1,200人の入込客数がありました。イベントのPRとして、磐越東線活性化対策協議会のSNSアカウント「マイレール、磐越東線」でも情報発信が行われたところで

す。

引き続き、様々な関係団体と連携し、地域活性化や磐越東線の利用促進等を図るための取組みを推進してまいります。

以上です。

○議長 影山孝男議員。

○1番（影山孝男議員） 再質問いたします。

デスティネーションキャンペーンというのは期間が限定されてます。4月から6月というような中身ですが、この中身で年間を通してこういったキャンペーンができれば最高なんですが、これが一過性にならないよう期待したいと。観光キャンペーンが継続することを期待いたします。

三春町では、観光地として主なものとしては、先ほど述べられたように滝桜、あと旧町内の歴史施設等がありますが、三春の里・アウトドアヴィレッジの近くには岩江地区としてはファームパークいわえがございます。ここでは田んぼアートがつくられております。田んぼアートは青森の田舎館村や行田市が有名ですが、ファームパークいわえの田んぼアートも見晴らし台があり、見応えはあります。

そこで、今年はテレビ局による紹介等もありました。県内外からの来客数も増加の傾向にあります。それで、アウトドアヴィレッジと併せて地域全体としてのPRの強化をしていただけないか、図っていただけないでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 アウトドアヴィレッジと、それからファームパークいわえまでを含めた感じのというお話だったと思うんですけども、DC期間は議員さんお質しのとおり4月から6月ということではありますが、ファームパークいわえにつきましては、最盛期は8月、9月頃になるかと思えます。

DC期間ということではなくて、町全体を考えて、町の方への観光客の方がおいでになる方法を、まちなか集客も含めて考えていかななくてはいけないと思っておりますので、その辺も含めて今後関係機関の方と相談をしてみたいと思います。

○議長 影山孝男議員。

○1番（影山孝男議員） 次の再質問に行きます。

磐越東線活性化対策協議会の関連です。11月30日日曜日、ふくしま鉄道博が小野新町で行われまして、私も参加しました。そこで、列車で行ったんですが、各駅停車で当然行くんですけども、無人駅が大分多くなってます。磐越東線では有人、人がいるのが三春・船引・小野新町駅だけになっておりますが、無人化で大分寂しいんですけども、舞木駅においては、桜の開花時期にライトアップをして、皆さんに楽しんでいただいているという現状もあります。

そこで提案なんですけども、三春駅についても、それに似たような形になるかもしれませんが、三春駅前の平沢団地に上るところ、傾斜地、土手になってますけども、あそこを利用した目立つようなイルミネーションを出してはいかがかと、イメージアップになるし、そういった形のPRを行ってはいかがでしょう。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 今年は駅前の方で光のページェントといいますか、そういったものをやりましたけども、今お質しの場所のできるかどうかは今後検討させていただきたいと思えます。

○議長 影山孝男議員。

第2の質問を許します。

○1番（影山孝男議員） 次の質問です。

岩江地区の開発についてです。三春町の住まいを取り巻く環境が大きく変化しています。そこで、舞木駅周辺の利便施設が不足しており、計画的な整備はどのように考えているか。

2点目。地域からスーパー、コンビニ、ドラッグストア、子ども遊び場等の要望があります。町としての具体的な取組みはどのようになっているか。

○議長 答弁を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 それでは、ご質問にお答えします。

舞木駅周辺では福島県が桜川河川改修事業を進めており、今年度は町で改修後、現在の河川用地を取得する意向をお伝えしたことから、現河川の地形などを調査する路線測量を実施しております。舞木駅周辺整備には桜川河川改修の実施が絶対条件となることから、早期の工事着手を要望するとともに、その進捗状況を確認しながら具体的な整備計画をまとめてまいります。

2点目のご質問にお答えします。

ご質問にございましたスーパー、コンビニなどの施設整備あるいは誘致につきましては、地域からのご要望があることは承知をしております。今後、地域の皆様や関係する方々のご意見をお伺いしながら計画をまとめ、民間の施設につきましては、誘致に向けた情報収集と環境整備を進めてまいりたいと考えております。ご協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長 影山孝男議員。

○1番(影山孝男議員) 現状については理解しました。桜川河川改修事業はまだもっと先のことになりますが、地域の要望として、今岩江の中心地にある岩江地区防災コミュニティセンターですが、現在利用するにはちょっと手狭になっているという要望がございました。

そこで提案なんですけど、もし増築するのであれば、増築したところにみはるカードが利用できる店舗の誘致であるとか、室内子ども遊び場が開設できれば、また、災害時の避難所としても利用することが可能ですので、ぜひ検討していただきたいと思います。

また、町長も政経東北11月号で住宅政策や三春・舞木駅の周辺整備に注力するという表明をしております。もし具体的な内容があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 まず、1点目の防災コミュニティセンターの増築ということでございますが、今年度岩江児童クラブにつきましては、旧岩江幼稚園へ移転することになりまして、今後は岩江センターについては本来の集会施設ということでご活用いただけるものと考えております。

岩江防災コミュニティセンターの増築につきましては、そちらは今後の岩江センターの利用状況を注視するとともに、これら2つございます集会施設の利用状況について、皆様のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。現時点においては増築の計画はございません。

以上です。

○議長 坂本町長。

○町長 舞木駅前の開発と注力と具体的にはというご質問でございました。まずは民間の力をどうやって引っ張り出すかというのが一つございます。まず出店ということになりますので、当然民間企業では需要動向調査なども調査しますので、そういった民間の力が導入しやすいような環境整備に努めるというのが行政の方の役割かと思えます。

もう一点は郡山市との協調であります。ご承知のとおり、舞木駅周辺は郡山市と三春町のちょうど境界線がございますので、そこについて三春・郡山がかっきり分かれてると全体としての仕上がりが悪くなりますので、まずは青写真をつくって、こういった構想でいますということで、まずは民間企業とお話をする。そして郡山市とも打合せしていくという形でスタートできればというふうに考えております。

以上です。

○議長 1番影山孝男議員の質問を終わります。

○議長 8番松村妙子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○8番(松村妙子議員) さきに通告しました2件について質問させていただきます。

まず1点目、合葬墓の整備について。

2025年問題。2025年に団塊の世代は75歳以上となります。少子高齢化社会はますます加速化し、高齢者夫婦の世帯、一人暮らしの高齢者が増えることも避けられません。

経済やまちづくりが減速する前に取り組むべきこととして、お墓の問題があります。地方分権により平成24年4月から墓地経営許可権限が町へ移譲されました。

そこで、3点について質問いたします。

1点目。町営墓地・各寺院のお墓・共同墓地、それぞれ何か所あるのかお伺いいたします。

2点目。身寄りのない人の遺骨はどうするのかお伺いいたします。

3点目。継承者の途絶える墓地が増えていくのは仕方がないと懸念しております。子どもたちの世代に負担をかけたくないという責任から、生前に民間の永代供養のお墓を申し込む方も増えております。また、自分の世代で墓じまいをする方もおります。

少子高齢化社会では私たちの暮らしも大きく変化し、あらゆる場面で対応が迫られております。多死社会がもたらす課題もありますが、社会の変化に対応した墓地の形態について、将来的な利用予測は考えているのかお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 第1の質問にお答えいたします。

町内にある墓地につきましては、町営墓地が2か所、共同墓地が57か所、各寺院の墓地が15か所となっております。

2点目の身寄りのない方の遺骨につきましては、引受人が見つかるまで町施設内にて保管をいたしまして、調査の結果、引受人がいない場合は、町内の寺院にお願いをして埋葬を行っております。

3点目に関しましては、近年の墓地や埋葬の形態につきましては、樹木葬や散骨など多様化しておりますが、現状では三春町内では対応しておらず、墓地への埋葬のみとなっております。

また、墓地の将来的な利用予測に関してですが、三春町でも町外への転居等により、墓地を管理・維持していくことが困難となることから、別の場所にお墓を移す「改葬」や、お墓自体をなくしてしまう「墓じまい」に関する相談、また、個別の墓地を持たずに納骨を共同の場所に埋葬する「合葬墓」の有無に関する相談が増えてきております。

合葬墓については、町内寺院でも整備されているため紹介することはできますが、宗教上の理由で寺院には埋葬できないなどの課題がございます。

町としましては、身寄りのない方や遠方にいるため管理ができない方、あとは宗教上の理由で町内寺院に埋葬できない方などのため、町営による合葬墓の必要性についても認識しているところでございます。

合葬墓の整備につきましては、ニーズの把握や和合会など関係者と協議を十分に行ったうえ、検討を進めてまいります。

○議長 松村妙子議員。

○8番(松村妙子議員) 今回、合葬墓の整備についてということで質問したんですけれども、併せて合同墓についてのお考えはどうかお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

まず、合葬墓と言われるものにつきましては、遺骨を1つの場所に共同で供養するお墓のことでありまして、先ほどお話ししました合同墓というのは、同じ場所にそれぞれのお骨を個別に納骨する場所の整備方法となっております。合葬墓含めて合祀墓と言われるものでございますが、その整備については、今後併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長 質問はありますか。

松村妙子議員。

○8番(松村妙子議員) 答弁の中で、1つには合葬墓の有無に関する相談が増えているということ。また、2つ目には町営による合葬墓の必要性についても認識されているということでありまし

た。今後、関係者との協議を十分に行ったうえで検討を進めていくということではありますが、具体的にいつ頃までにとのお考えがあるのかお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

合葬墓の有無なしの相談につきましては、内容につきましては、例えばお墓を整備する費用が捻出できないので、合葬墓がないかというようなご相談もございませう。そういった相談もございませうので、町としての必要性については認識をしているところでございませう。

今後、整備の方針につきましては、早いうちに和合会含めて関係機関と協議をしまして、方向性を考えていきたいと考えております。

○議長 松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） 何度もしつこく申し訳ないんですが、検討していくということですが、大体、何年後ぐらいとかというのがあればお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 何年後かということではございませうが、既に和合会とも整備につきまして協議を始めておりますので、なるべく早いうち、来年度中には方向性を確定したいと考えております。

以上です。

○議長 松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） 2件目に入らせていただきます。防犯カメラの設置について。

2024年秋には、関東を中心に闇バイト強盗事件が相次ぎ、「闇バイト」が一般的に通じる言葉になるなど、改めて防犯意識を高めるきっかけとなりました。

警視庁の犯罪情報の統計によりますと、昨年1年間の刑法犯罪認知件数は73万7,679件で3年連続の増加となっております。住民生活を守る防犯対策についても関心が高まっております。

そこで、4点について質問いたします。

1点目、町内の防犯カメラの設置状況について伺います。

2点目、子どもの下校の見守りには地域の方々にも協力をいただいておりますが、通学路には防犯カメラが設置されているのかお伺いいたします。

3点目、2025年1月、長野県で起きた通り魔事件では、防犯カメラのリレー捜査で犯人逮捕につながりました。町内においても、防犯カメラによる犯罪検挙数はあるのかお伺いいたします。

4点目、どんな対策を施せば犯罪の被害に遭うリスクを減らすことができるのかは、把握しづらいことであると思います。今、地域の目が少なくなるなかで、犯罪の抑止力につながる防犯カメラは効果的であります。個人住宅への防犯カメラの設置に対する助成の考えについてお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 第2の質問にお答えいたします。

1点目の町内の防犯カメラの設置状況につきましては、町といたしましては、役場庁舎や三春交流館「まほら」などの公共施設に8か所、不法投棄抑止用としまして4か所、計12か所に設置しております。また、令和8年1月から岩江児童クラブにおいても運用を開始することとなっております。合計で13か所となる予定です。

2点目の通学路への防犯カメラにつきましては、現時点では設置されておきませんが、今年度か

ら来年度の2か年で、通学路などを中心に合計16か所へ防犯カメラを設置する計画としております。

今年度の進捗につきましては、田村警察署や各地区代表区長、まちづくり協会長、防犯協会支部長、学校関係者等で構成されます三春町防犯協会とカメラの設置箇所について協議を終えたところであり、今後、工事を発注し、年度内の設置完了に向けて事業を進めているところでございます。

3点目の防犯カメラによる犯罪検挙数につきましては、田村警察署に確認したところ、公表できるデータはないというような回答をいただいております。

4点目の個人住宅への防犯カメラの設置に対する助成については、現段階では導入を考えておりませんが、自治会などの自治組織を対象としまして、福島県警察で実施している「街頭防犯カメラ設置補助金」の活用が可能ですので、制度の内容を周知するなどして推進してまいりたいと考えます。

防犯対策は行政だけではなく、地域や家庭との協働が重要でありますので、今後とも地域防犯活動の支援や啓発を通じまして、総合的な安全対策を推進してまいります。

○議長 松村妙子議員。

○8番(松村妙子議員) 1点目についてであります。令和8年1月から岩江児童クラブにおいて運用を開始するということではあります。三春には児童クラブ3か所あります。わんぱくクラブ、これは三春小学校。岩江児童クラブ、岩江ですね。御木沢児童クラブ、御木沢小学校体育館についているわけですが、今回は岩江児童クラブにつくわけですが、その他のわんぱくクラブ、御木沢児童クラブの防犯カメラ設置についてはどうなのか伺いたします。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 答弁いたします。

岩江児童クラブにつきましては、先ほど答弁もありましたけれども、旧岩江幼稚園が閉園になりまして、岩江センターからそちらに移転するというので、改修工事がおおむね終了したということで、来年の1月操業開始ということで、この改修工事に合わせて防犯カメラを設置したということになっております。

三春小学校、それから御木沢小学校に設置しております両児童クラブにつきましては、現状では防犯カメラの設置等は検討はしておりませんが、小学校・中学校の施設も含めまして、今後防犯対策について努めるにあたって、検討を開始したいというふうに考えております。

以上です。

○議長 松村妙子議員。

○8番(松村妙子議員) 続いて2点目についてなんですけれども、今年度から来年度の2か年で通学路を中心に合計で16か所防犯カメラを設置する計画としておりますが、この16か所の振り分けというのはどのようなになっているんでしょうか、伺いたします。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 先ほど答弁させていただきましたとおり、三春町防犯協会と協議をしまして、箇所等の選定をさせていただきました。

内訳につきましては、令和7年度につきましては中町公民館前、防災センター前、町民第2体育館前、三春駅の裏口、御木沢小学校入口、沢石会館前、春田大橋付近、三春の里前の交差点付近、斎藤地区集会所付近、岩江センター入口付近の合計10か所、今年度10か所でございます。

令和8年度につきましては三春駅前、化粧坂交差点付近、担橋の手前の付近、北保育所前、さく

らの公園付近、岩江中学校前の付近の6か所、合計で16か所を計画しているところでございます。

○議長 松村妙子議員。

○8番(松村妙子議員) 続いて、4点目の再質問に入らせていただきます。

個人住宅への防犯カメラの設置に対する助成については、現段階では導入を考えていないとのことですが、高齢化が進むなかで地域で孤立しやすい一人暮らしの高齢者が狙われやすく、警視庁によると、侵入口として最も多いのが窓だといいます。一方で、侵入に5分以上かかると、約7割は諦めるとの調査もあり、侵入に時間をかけさせるのが防犯の肝にもなるそうです。

そこで、防犯カメラやカメラ付きインターホンだけではなく、窓ガラスに貼る防犯フィルムなど侵入抑止のための備品も選択肢の一つと思いますが、再度、助成の考えはどうか伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 ご質問にありましたとおり、防犯カメラですとか防犯フィルム、窓のフィルムですね。そういったものは有効であるというふうには認識しておりますが、まず、先ほど答弁いたしましたとおり、現在施設のカメらは設置されておりますが、通学路などの公道道を捉えるカメラは今までなかったということで、現在そちらを進めているところでございますので、まずはそちらを優先的に進めまして、今後の検討ということにさせていただきたいと思っております。

○議長 以上で、8番松村妙子議員の質問を終わります。

ここで、5分間休憩いたします。

…………… 休 憩 ……………  
(休憩 午後 2時10分)  
<休 憩>  
(再開 午後 2時15分)  
…………… 再 開 ……………

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

5番山崎ふじ子議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○5番(山崎ふじ子議員) 議長の許可が出ましたので、さきに通告しました1件について質問をいたします。

1、町のごみを減らす対策について。

近年地球温暖化が叫ばれております。CO<sub>2</sub>の排出を減らす努力を、全人類を上げて取り組まなければならない状況であるということは、町民の皆様も十分にご存じのことと思われま

す。近年の夏の暑さは身の危険を感じるほどで、子どもたちも外遊びができない。学生たちも体育や部活が思うようにできなかつたり、また社会生産活動についても制限が出てきたりと、大変大きな影響が出てきております。

そこで、以下の4点について伺います。

1、三春町の可燃ごみの量の推移はどうですか。

2、三春町のごみのリサイクル率の推移はどうですか。

3、今年11月に策定された第3次三春町地球温暖化対策実行計画における、町民の努力目標と

はどのようなものですか。

4、可燃ごみを減らしていくために、生ごみや家の周りの草木のごみを処理する「コンポスト」や「キエーロ」などを普及することはできないでしょうか、伺います。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 質問にお答えいたします。

1点目の過去5年間の可燃ごみの推移につきましては、令和2年度が4,055トン、令和3年度が4,112トン、令和4年度が4,136トン、令和5年度が3,992トン、令和6年度が3,994トンと、年間の可燃ごみの収集量につきましては、ほぼ横ばいの傾向でございます。

2点目の過去5年間のリサイクル率の推移につきましては、令和2年度が19.2%、令和3年度が18.4%、令和4年度が17.9%、令和5年度が18%、令和6年度が14.3%と減少傾向にあります。

3点目の第3次三春町地球温暖化対策実行計画につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく計画であり、町内の温室効果ガスの排出量を、2030年度までに基準年度である2013年度と比較で50%削減することを目標として、排出削減対策と気候変動の影響による被害防止、軽減対策を行うための計画でございます。

三春町の温室効果ガスの排出量は運輸部門、産業部門、家庭部門の順に多くなっているのが特徴でございます。そのようななかで、町民の皆様にご協力いただく取組りは、エコドライブを心掛けることや公共交通機関の利用、太陽光発電等の設置や次世代自動車の導入、ごみの減量化や資源化などとなっております。なお、計画の内容につきましては、今後広報みはるや町ホームページ等でお知らせをまいります。

4点目でございますが、可燃ごみは全体のごみ排出量の7割を占めており、そのうちの3割が生ごみ、1割が木やわらなど草木となっております。生ごみや一部の草木を堆肥化させるコンポスト、主に生ごみを土に還し消滅させる消滅型生ごみ処理容器キエーロなどは、可燃ごみの減量を進めるうえで有効な手段であると認識しております。これまで生ごみの減量が進んでいないことから、来年1月から2月にかけて、キエーロの体験会を実施することで、現在準備を進めております。

可燃ごみの減量にあたっては、町民の皆さまや事業者の方の協力が不可欠であります。引き続き町広報誌へのごみ減量に関するコラム掲載や、分かりやすいごみ分別ガイドの作成によりまして、分別促進を図るとともに、生ごみ減量化に向けて家庭でもできる処理容器等の普及促進に努めてまいります。

○議長 山崎ふじ子議員。

○5番（山崎ふじ子議員） リサイクル率について再質問いたします。

リサイクル率が年々減少傾向にあって、昨年においては14.3%ととても残念な数値であります。徳島県にあります上勝町というところでは、リサイクル率が80%を誇っております。循環型社会の構築を全町民で目指しているそうです。3R、つまりリデュース・リユース・リサイクル。リデュースはごみを発生させない、リユースは使えるものを次々とみんなで回して使っていく。ごみにしない。リサイクル。そういった活動で、消却炉を使わない町を目指そうということで取り組んでいるそうです。

ここの町から我々が学ぶことはたくさんあるかと思えます。しかし、三春町ではどうしてこのようにリサイクル率が下がっているのでしょうか。原因が分かれば、それをお答え願います。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

リサイクル率の減少の要因でございますが、一つは田村西部環境センターの溶融施設が令和3年2月をもって休止となったことに伴いまして、灰のスラブ化及び廃プラスチックのごみの熟原料として使えなくなったことが一つの要因でございます。

あと、またコロナ禍によります集団回収でございますが、これも減少になったことがリサイクル率を下げている原因となったことと考えております。

今後につきましてはリサイクル率を上げる形に向けて、例えば古紙・雑紙等のリサイクルの利用などについて推進をしたいと考えております。

○議長 山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 可燃ごみのうち、生ごみ、草木の減量対策について再質問をいたします。

2030年5月までに、2013年当時と比べてCO<sub>2</sub>排出率を50%も半分に減らすというすごい目標なんですけれども、今の生活からどうやって自分たちの生活から半分に減らしていけるのかなというところで、私も非常に悩むところではあります。

可燃ごみのうち生ごみと草木は、合わせますと4割ほどになります。我が家でも家の周りの草を片づけますと1回に3〜4袋、年に3〜4回燃えるごみとして出しておりました。また、秋には、今の時期ですね、枯葉が山のように降ってまいりまして、10袋ぐらい毎年出していたところですが、何とか自分なりに堆肥を作ろうと努力をしているところであります。

こういったなかで、町の方ではキエーロというものを試作的に使ってみようということで取組まれるということなんですけれども、生ごみやこういった草木を完全にリサイクル、最後まで堆肥までにしていく過程でいろんな方法がありまして、少し例を出したいと思うんですが、お手元に行きました写真の中にキエーロという写真が入っていると思います。これは蓋つきの1m四方ぐらいの木枠の中に資材が入ってまして、そこに定期的に生ごみを入れて、微生物の力で分解して、生ごみがこの中では消えていくんですね。

ただ、ここに入れる量が週2〜3回100g程度で、大量には入れられないんですよ。限度があるんですね。キエーロと併用して、こういったバック型のコンポストがあります。このバック型は酸素が好きなコンポストで、中に機材が入っておりまして、生ごみを入れるたびにかき混ぜて酸素を入れて発酵させますがこれは臭いがほとんど出ません。家の中で置いてても、バッグ式ですのでちょっとおしゃれですね。

こちらのバケツ式の方は、密閉型で酸素を嫌う菌を育てます。キエーロに入らない分の生ごみを入れていって、EM菌みたいなぼかしをそのたびに混ぜて蓋をしておく。これは少し臭いがありますので、好みによっては外に置くようなふうになります。

3か月ぐらいごみを混ぜ込んで、3か月经ちましたらもう一つ、2つずつ用意しなくちゃいけないんですね。キエーロは1つでいいんですが、これは2つ用意しなくてはいけなくて、3か月ぐらい経ちましたら寝かしておきます。一次発酵になるんですが、その間、違うものにまた作る、新しいごみを入れていく。

それが終わりましたら、今度は二次発酵になるんですが、二次発酵の方が木枠コンポストというものが、お手元の絵にあるんですけども、これは土地に余裕のある方とか、あと共同でやるとかというもので、これも2つ用意するんですね。どんどん入れて、二次発酵は1年間寝かせなくちゃいけないんです。

そういったその二次発酵を受け入れてくれるような、町内ですと、こういう畑がないような方は、有機農法に取り組んでいるような農家さんと連携して、一次発酵したものを受け入れてもらえ

るようなシステムを作りつつ、キエーロとコンポストと木枠コンポストとかといったものを上手く結びつけてやらないと途中で失敗してしまうというんですかね。あと使う方も使い方について、きちんとノウハウを持っていないと、せっかく微生物が生ごみとか草木を分解してくれるのに、失敗して嫌な臭いを出してしまったりとか、作り直さなくちゃいけないというようなことが発生します。

ぜひ来年度からキエーロとか取組む予定があるのであれば、町民の方にまず実証実験という形で何人か手を挙げていただいて、その方々に使ってもらいながら家庭によってごみの量とか生活パターンが違いますので、自分に合った方法で三春町だったらこういった方法が一番取り入れやすいんじゃないかというようなものを見つけ出して、町民の方に広めて、ぜひCO<sub>2</sub>削減、50%達成できた町となれるような政策をしていただきたいと思いますと思うんですが、試験的な実証実験で、その間にいろんな勉強をしていただいているという取組ができないかどうか。伺います。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

まず1点目の50%削減ということでございますが、2013年度比較しまして、今までの実績ですと2021年度で13%削減となっておりますので、2030年、50%削減に向けて取り組んでいきたいという計画でございます。

具体的に町民の方にお願ひする内容につきましては、先ほど申し上げたとおりエコドライブの取組と、あとは今ありましたごみ減量化などのお願ひする形で、今後広報等で周知をして参りたいと考えております。

あと生ごみ処理機につきましては、議員が先ほど申しましたバック型の容器もあることも承知しておりますので、先ほど答弁しました来年1月か2月の間に開催する体験の中で、まずこういったものがあるというのを使っていて、取組から始めていきたいと考えております。

○議長 山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 近隣の町村、郡山市ではコンポスト。バケツ型でもバッグ型でも希望の方にアンケートを書きいただければ、貸与という形で配っていらっしゃるそうです。

いわき市の方では半額補正ということで、バッグ式の生ごみコンポストには、半額補助がされているということで、こういった形で補助していく予定はあるか伺います。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

まずはそういった処理機等を使っていただくことから始めまして、それが有効な手段ということであれば、町での補助について、今後検討していきたいと考えております。

○議長 以上をもって、5番山崎ふじ子議員の質問を終わります。

○議長 3番大内広信議員、質問席に登壇願ひします。

質問を許します。

○3番(大内広信議員) それでは事前通告に基づいて、1件質問を行います。

小学校遊具の環境整備、テーマパーク化構想についてです。

近年、子どもの体力低下やコミュニケーション不足が指摘されています。そのなかで、学校の校庭や遊具は子どもたちが主体的に体を動かし、友人と関わり、創造力を育む大切な学びの場です。

しかし、当町の多くの学校では遊具が老朽化していたり、種類が少なく、子どもたちがわくわく

する環境とは言い難い現状があります。そこで、私は学校の遊具をテーマパークの要素を取り入れた環境に再整備することを提案いたします。

具体的には複合遊具の導入。すべり台やアスレチックなどが一体となり、探検・冒険の要素を含む遊具。

2つ目、テーマ設定によるゾーニング。例えば冒険エリア、チャレンジエリア、低学年の安心エリア。

3つ目、カラーリングやデザインの工夫。明るいカラーや子どもたちが見て直感的に遊びたいと思うビジュアルづくり。

4つ目、地域企業や専門家との連携。遊具メーカー・建設会社・デザイナーなどと協働し、安全性とデザイン性を両立。

上記の提案を踏まえて、以下の点について町の見解を伺います。

1 番目、当町の学校遊具の現状と老朽化の実態については、どのように把握していますか。

2 番目、子どもたちがより積極的に外遊びできる環境づくりについて、町としての考えはありますか。

3 番目、テーマパーク的要素を取り入れた遊具整備について、今後、検討する可能性はございますか。

4 番目、安全性を確保しつつ魅力的な遊具を導入するために、専門家・企業・地域との連携は進める考えはありますか。

以上、お聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ご質問にお答えいたします。

1 点目のご質問ですが、町立小学校の遊具につきましては、平成26年度に国の交付金を活用して全面的に更新したものです。

学校遊具の安全点検については、学校保健安全法施行規則で毎学期1回以上の点検が義務づけられています。町立小学校においては毎月1回は点検を実施し、状態の把握を行い、必要があればその都度修繕を行うこととしています。

2 点目のご質問ですが、子どもたちが積極的に外遊びができる環境づくりは、子どもたちの健康のため、また体力づくりやコミュニケーション能力向上のために必要なことと考えています。そのため、休み時間や週末に学校の運動場を開放し、子どもたちが自由に走り回り、ボール遊びや遊具を利用するなど、主体的に外遊びができる環境を整えているところです。

3 点目のご質問ですが、テーマパーク的要素を取り入れた遊具整備については、授業や学校行事等の利用が優先される現在の校庭を考えますと、敷地面積や多様な利用の促進等から困難であり、検討する考えは現在持っておりません。

4 点目のご質問ですが、教育委員会では児童の体力づくりに必要な範囲で校庭遊具を設置するため、これまでの遊具更新時に学校や遊具設置業者と十分検討していますので、新たな連携については考えてはおりません。

教育委員会としては、現状の施設を安全に活用しながら子どもたちの体力向上に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長 大内広信議員。

○3番(大内広信議員) まず、1点目の答弁に対しての再質問ですが、平成26年に全面的に更

新したとのことですが、11年前から比べ、子どもたちの体格や好む遊び方など変わってきていると思います。今後遊具の点検の更新にあたって、例えばですが、子どもたちの意見や保護者などの意見を取り入れる考えはございますか。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 平成26年度に遊具を更新したのは、「福島定住等緊急支援交付金」というものを活用しております。この交付金は「子ども元気復活交付金」とも呼ばれておりまして、東日本大震災で、その後子どもが十分運動できる機会が少なくなってきたということで、体力の低下等が見られる福島県において、子どもの運動機会を確保するために、学校等の遊具を更新するというこの目的で交付されたものということになっています。

学校の校庭に設置する遊具というものは遊びながら体力増強を図る点に目的があり、限られた敷地で小学校1年生から6年生までが活用するものであることから、子どもたちの嗜好に合わせるというよりは、基礎体力の向上につながるそういう遊具を設置するという考えでおります。

なお、今後遊具の更新時期については、劣化の具合等を見極めながら検討していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長 大内広信議員。

○3番(大内広信議員) 続きまして、2点目の答弁に対しての再質問にあたりますが、子どもたちが自主的に外遊びができる環境を整えているとのことですが、整えるにあたり、町として例えば土日とか、あと夏休みとか、春休みに開放したときの子どもたちの遊びの利用状況やどの遊具がよく使われているかなど、もし分かれば教えていただきたいです。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 校庭につきましては、利用される際に事前に教育委員会に届出を行って利用いただく場合と、個人的に敷地内に入って利用されるというケースがあると考えています。

この事前に教育委員会に届出を出していただくというものは2つパターンがありまして、一つは学校行事等に支障がないという、これは全てにおける前提ではあるんですが、イベントとか大会等、単発で利用されるケース。それから団体登録をしていただいて、定期的に利用していただくケースという2種類があります。その2種類につきましては、いずれも利用状況の把握は教育委員会の方でしております。

それから個人的に利用される場合は任意に敷地内に立ち入ってということですので、この点については教育委員会で状況等の把握はしておりません。

なお、教育委員会で把握している校庭利用というものは、いずれも遊具の利用を前提としたものではなくて、どちらかというグラウンド面の利用というものが主ということになっておりますので、どの遊具の利用が多いかというふうな点についての把握は現在のところしてはおりません。

以上です。

○議長 大内広信議員。

○3番(大内広信議員) 続きまして3点目の答弁に対しての再質問になりますが、先ほどテーマパーク的要素を取り入れた遊具等については今後検討する考えはありませんということでしたが、私の表記がテーマパークと皆さんすごく大きなイメージされていると思うんですが、決してそういうふうなイメージじゃなくて、もう少しコンパクトで、より子どもたちが自発的に遊べるような、そういう遊具というものを考えています。今三春町の町民、特に子育て世代の方は、屋内遊び

場だったりとか、あとは公園を造ってほしいという声が以前から数多く上がっていますが、現実的には難しいというような状況に至っていると思います。

休みの日にどこに子どもたちが遊びに行くかという、皆さんご承知だと思うんですが、郡山のペップキッズこおりやまや本宮のみずいろ公園、それから本宮白沢のプリンス・ウィリアムズ・パークというふうなところに遊びに行っております。

仮にですが、学校にこのようなテーマパークのような遊び場を、今後遊具が設置できれば、土日とかあとは夏休み、春休みに子どもたち自身が自分の通う学校に遊びに行けるという最大のメリット効果があるかと思うんですね。親もそうすることによって、親やおじいちゃん、おばあちゃんもすごく安心して負担も減るかなと思うんですが、この辺りどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ご質問にお答えします。

確かに学校敷地内の遊具が議員ご指摘のような非常に魅力あるものになれば、子どもたちが週末等通ってきて、楽しく体力づくりが行われるのではないかということについては、私もそのような可能性はあるかなというふうに考えております。

ただ、学校の校庭につきましては、これは皆さんご存じだと思いますけれども、先ほども答弁でも申し上げましたが、例えば運動会であるとか、学校行事等で活用するという点がまずは最優先ということになりますので、遊具の利用については二次的なものというふうな考え方にしております。

そのため、この遊具を効果的に活用というよりは、どちらかといえば既存の遊具あるいは敷地面積に応じて設置された遊具を子どもたち自身が創意工夫をしながら利用して、教職員はその安全性をきちんと確認していくという点に重きをおければというふうに考えています。

学校の施設という限定があるということですので、議員ご指摘のような形で多様な利用に提供できるというものには、どうしても限界があるということをご理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長 どうぞ。

○3番(大内広信議員) 十分承知はしているんですが、最近思うんですが、子どもたちの遊ぶ姿、私全然見てないんですね。昔と比べるとは大変失礼になりますが、私たちのときには公園でサッカーやったりドッジボールやったり、最近ではカードゲームとか、そういったのを子どもたちが自発的に公園とか地域に集まって、子どもたちの遊ぶ姿を見てたと思うんですが、最近私は全然そういう姿を見なくなったなというふうに思いまして、今回こういう質問させていただきました。

三春町としても今後移住定住を積極的に取組むなかで、やはり子育て世代に何かインパクトとして残るまちづくり、学校づくりは必要になっていくと思うんですね。そうするとやはりこの学校教育においても、やっぱ独自カラーを打ち出す必要があると思うんですね。なので、私は学校に1つこういったテーマパークのような、プレイパークのような遊具があって、子どもたちが自発的に遊べる環境があれば最適だと思うんですが、やはり検討する余地はございませんか。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 繰り返しの答弁になりますけれども、まず一つは、現在町内に小学校6校あるということで、令和9年・令和10年には学校統合によって最終的には学校が3校になるという状況にあります。こういう状況下において、現在学校遊具等に特化して何か検討するという考えを持ってお

りません。

当然、先ほど来答弁しておりますように、校庭の面積、それから子どもたち、1年生から6年生といえますと非常に年齢の幅が大きく、成長の度合いも大きいということもありますので、それぞれの児童において適正な遊具環境ということを考えますと、どうしても体力づくり、体力増強とか健康づくりの観点からすると、議員ご指摘のような形での遊具というよりは基礎体力の向上に努めるような遊具設置というものが適正ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 以上で、3番大内広信議員の質問を終わります。

○議長 11番橋本善一郎議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○11番（橋本善一郎議員） 事前に通告しておきました3点について質問いたします。

まず第1点なんですけども、三春北部の農業振興について質問いたします。

三春の北部は丘陵地が多く、農業を行ううえで恵まれたところではありません。近年、たばこのパイプハウスを利用しブドウの栽培を普及するため、役場、その他関係機関の皆さんのご協力を得て講習会などを開き、ブドウの栽培・普及に力を入れていると栽培者から聞きました。大変喜ばしいことだと思います。まだ規模的に少なく、産地形成するまでに施設等の補助等の必要性があるのではないのでしょうか。

また、産地形成するためには規模拡大を図るとともに、それらを利用した加工施設も必要ではないのでしょうか。地場産業として、安定してブドウ栽培の規模拡大を図るためにも、加工場を造る必要性は必須ではないのでしょうか。

今後若い人の参入、働き場の確保が地域活性化の鍵だと思いますので、3点ほど質問させていただきます。

北部の農業振興策をどう進めるのか。

2点目、先ほども申しましたが、補助金等の助成策はあるのか。

3点目、6次産業化の考えはあるのか、3点を質問いたします。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 ご質問にお答えいたします。

現在、北部地域では果樹栽培の裾野が広がりつつあり、特にブドウ栽培に取り組む方が増えております。町では、自然条件が果樹栽培に適しているという専門家の意見もあることから、ピーマンに加え、新たな振興作物として果樹栽培を普及拡大させたいと考えております。

特に、現在使用されていないパイプハウスや、春先しか使用しない水稻育苗用ハウスを活用した「ハウスブドウ栽培」に着目しているところでございます。

今後は、北部地域で広がりのあるシャインマスカットをはじめとするブドウ生産者を中心として、県田村農業普及所やJA福島さくらと連携を図り、各種研修会を開催するなど、ブドウの産地づくりを目指してまいりたいと考えております。

2点目の補助金につきましては、果樹の振興を図るために、新規栽培及び規模拡大を目指す農業者に対し補助金を交付することについては、有効な手段であると考えており、他の自治体の補助内容などの調査・研究を行い、補助金制度の創設について検討してまいります。

また、生産者を増やす仲間づくりを進め、田村農業普及所やJA福島さくらと連携して、生産のサポート体制を併せて構築してまいりたいと考えております。

3点目の6次産業等の振興策についてでございますが、三春町の農産物の高付加価値化と農業所得の向上を図ることを目的とした「三春町6次産業化・農商工連携推進事業補助金」を制定し、6次産業化等に取り組む農業者等の支援を行っており、町内のブルーベリー農園を中心に6次化商品が開発されているところでございます。

今後は果樹全般に焦点を当て、三春ならではの6次化商品の開発を支援していく考えであります。また、三春産農産物のブランド化を図ることではほかの産地との差別化を図り、農業の経営安定化を併せて目指してまいりたいと考えております。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番(橋本善一郎議員) ただ1点、3番の6次化体制の質問なんですけども、ブドウを栽培するうえで、シャインマスカット1本というのはなかなか経営拡大するのにも不安定だし、品質的に大変な工程になると思うんです。問題なのは、販売に供さなかったブドウを6次化していく施設がどうしても必要だと思うんですけれども、これに関して助成策は考えているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 まず1点目のブドウの種類。先ほど答弁でシャインマスカットということでお話をさせていただきましたが、現在把握している品種としては、ほかに巨峰、あづましずく、ピオーネなどの種類も生産されているということで承知をしております。

それから、今お話のあったブドウの6次商品化ということで、そちらにつきましては先ほど補助金制度の説明もさせていただいたところですが、今後ブドウ生産が広がるにつれ、先ほどお話のあった生産加工、それから販売、そういったところまでしっかりと支援していく体制、そういったものをつくっていくということで考えているところでございます。

以上です。

○議長 第2の質問を許します。

○11番(橋本善一郎議員) 2番目に、桜観光と市街地活性化についてお尋ねいたします。

これは実は田村市で行っている桜なんですけども、この場所に行けば、1位になっているのが小沢の桜、QRコードが載かってまして、それを検索して1~2個掲載されているわけなんですけども、ここに88か所の旧町村の桜を推薦していただきまして、この中で88か所を選んだということなんです。

じゃあ、質問に入ります。

これは田村市が行っている桜のスタンプラリーなんですけども、田村市の観光課の職員の許可を得て、これに類似することを三春も行っているのかというようなお尋ねをしたところ、許可を得て発言いたします。

田村市の88か所というのは、四国の巡礼88か所にちなんで88か所を巡って、桜に行くと立て看板にQRコードが出てまして、それを基に旧町村の3か所、異なった地域の桜をQRコードで撮って、買い物のトータルで1,500円以上のレシートを添付して、1回応募になるそうです。これで大体300人の方が応募したそうです。

また、88か所を巡って全部回りますと、抽選で3万円が当たるそうです。三春においても桜の名所がたくさんあり、滝桜を見て帰るだけの観光ではなく、各地域を回ってもらい買い物を行うなど、地域経済の活性化につながるのではないのでしょうか。

そこで、次の質問を行います。

三春町内の桜の名所に看板設置は考えているのか。

QRコードを活用したスタンプラリー等を活用し、町内商業活性化に取り組む考えはあるか。

3番目として、広域市町（三春、田村、小野）と連携した観光に取組めないか。

以上、質問します。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

1点目の町内の桜の名所等への看板設置についてでございますが、これまでに「三春さくらの会」が桜の銘木として指定した桜が25か所あります。現在、石柱がその桜のところに設置されておりまして、改めて看板の設置は考えておりません。

2点目のQRコードを活用したスタンプラリーにつきましては、昨年度三春町内の名所で桜谷しだれ桜や王子神社などを巡るデジタルスタンプラリーを実施したところであります。今後は事業の実績や効果等を検証するとともに、デジタルスタンプラリーの活用も含め、中心市街地への誘客や地域経済にとって、より効果的な取組みを進めてまいりたいと考えております。

3点目の田村地方広域での桜観光への取組につきましては、令和3年度に田村地方の名所を巡る「田村地域さくら周遊マップ」を作成したところであります。

また、令和5年度には田村3市町で構成する広域的な観光事業の推進を目的としました「たむら地方観光連絡協議会」が設置され、今年度においても滝桜を含めた観光名所を巡るデジタルスタンプラリーを実施したところであります。

引き続き3市町で連携を図りながら、田村地域の観光資源を活用し、県外観光客やインバウンド等の誘客を図るため、周遊型・滞在型の観光事業を推進していきたいと考えております。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） 今、三春では新たな観光を目指して、各方部で桜を植えたり桃を植えたりしていますけれども、なかなかそこまで宣伝が多分回らないというか、有名なところは宣伝になるんですけども、御木沢地区で頑張っていたりするから、沢石地区でだるま菊を作ったりというようなことがあるものですから、春ばかりでなく秋もスタンプラリーを活かした観光を作ってみてはどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 スタンプラリーにつきましては年に何回か実施しているところですが、議員さんがどこの場所とおっしゃっているのか、ちょっと今、よく聞き取れなかったんですけども、これからもスタンプラリーについては検討してまいりますので、ご意見を参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長 第3の質問を許します。

○11番（橋本善一郎議員） 3番目、海外労働者への支援策について質問いたします。

労働者の高齢化に伴い、海外からの就労が10年で約2倍になっていると新聞報道がありました。三春においても、10年前は52人だったのが多分令和7年だと思うんですけども95人、86%増加しています。地場産業の担い手として、今後ますます増加するのではないかと考えられます。

知名度を上げるためにベトナム語の字幕の就労PR動画を配信している件、無料のオンラインを利用して日本語教室を始めている件、3年間働けば30万円給付する件などと、海外の就労者を迎えるためにそれぞれ努力しております。

こんな中、海外の方を迎えるのに支援策として三春はどのような考えを持っているか、ちょっと

お聞きいたします。

1つ、急速に進む海外労働者の支援策はあるのか。今後、増加が見込まれる海外の日本語教室の場、困りごと・相談の場は必要でないでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 1点目についてお答えいたします。

海外からの労働者への支援策として、国においては外国人労働者が離職や転職した際の職業相談をハローワークで実施したり、通訳員や専門相談員などによる職業相談などを実施しております。また、福島県内では県国際交流協会や福島就労支援センターなどが生活相談や働く外国人の相談窓口を設置しております。

町では現在、具体的な支援策はございませんが、国・県等の関係機関と連携を図りながら、支援制度や相談窓口の案内、広報活動を通じて外国人労働者の支援を行ってまいりたいと考えております。

続いて2点目です。

町内に在住する外国籍の方のうち、企業等で働く技能実習生と特定技能者は、11月26日現在52人で、中国、フィリピン、ベトナム、インドネシアなど、アジア圏の方々が多く見られます。これらの方々は、出身国内において、日本での生活に不便を感じない程度の日本語教育を受けていると聞き及んでおりますが、就業する業種によってもばらつきがあるようです。

そこで町としましては、受入れ企業のほか、福島県国際交流協会や三春町国際交流協会などと連携し、外国人向けのやさしい日本語教室を開講するため、現在準備を進めているところです。

外国人の生活上の困りごとについては現段階で町に直接の相談はありませんが、教室の開催とおし交流を図ることで、適切に課題を把握できるものと期待しております。

以上です。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番(橋本善一郎議員) 2～3日前の新聞報道でしたか、自然減の日本人口が95万人で、海外からの流入者が35万人。先ほども述べたように10年で倍近く労働者が入り、これが今、日本の産業を支えているのが現実です。

それでちょっと話は違いますが、中山間地において高齢化が進んで、大変難しいという話をたびたび聞くんですけども、海外の労働者の雇用等々の考えはあるのかどうか、またその支援策があるのかどうか聞きたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 海外からの労働者の方、先ほど技能実習生と特定技能者ということで分けてお答えいたしました。人数で言いますと技能実習の方につきましては34人、それから特定技能の方については18人ということになります。

技能実習の方については短期でお帰りになられる、要は技術的な移転をして、それでももとの母国に帰られるという方であります。特定技能の方が本来の意味での労働力不足を穴埋めするための外国人の労働者という方々になりますが、三春町においては、今現在、そういう方々が18人ということになっております。

外国人労働者をどのように地域の中で受け入れていくか、またその方たちを地域の中でどのように仲間になっていただくかということについては、まだまだ議論がされていないというのが正直なところかと思っております。

いずれにしても、今後そういった方たちの国際理解も含めまして、お互いの文化を尊重できるような何か施策といったものに取り組んでいく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番(橋本善一郎議員) これも新聞報道なんですけども、海外の労働者を雇っている方が行政に求めていることは住宅等の手配。これに大変苦勞しているみたいなどころがあるものですから、三春町ではどうお考えなのか聞かせていただければ。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 先ほどのお答えの繰り返しになってしまって申し訳ございませんが、今現在、雇用主の方が行政の方に、そうした住宅政策について求めているというところ、直接の相談については、まだまだこちらの方で受け取っているところではございませんが、いずれ国の方でもそうした専門の機関を設けてまして住宅問題等の相談にもあたっているところがございますので、町としましてはそれら国の機関等と連携をしながら対応をしていくべきというふうに考えております。

以上です。

○議長 以上で、11番橋本善一郎議員の質問を終わります。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。ご苦勞さまでした。

(散会 午後3時15分)

令和7年12月5日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 影 山 孝 男	2 番 三 瓶 一 壽	3 番 大 内 広 信
5 番 山 崎 ふじ子	6 番 石 井 一 正	7 番 小 林 孝
8 番 松 村 妙 子	9 番 三 瓶 文 博	10 番 篠 崎 聡
11 番 橋 本 善一郎	12 番 佐久間 正 俊	13 番 影 山 常 光
14 番 遠 藤 亮 子	15 番 鈴 木 利 一	16 番 影 山 初 吉

2 欠席議員は次のとおりである。

4 番 佐 藤 弘

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 今泉 喜徳	書記 横田 涼
	書記 佐藤 祐梨子

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	嶋 原 健 二	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	影 山 清 夫
子 育 て 支 援 課 長	大 内 広 三	産 業 課 長	遠 藤 晃
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	橋 本 泰 寿
教 育 長	渡 辺 和 也	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	伊 藤 晴 之		

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和7年12月5日（金曜日） 午後2時00分開議

- 第 1 付託議案の委員長報告
- 第 2 議案第57号 財産の無償譲渡について
- 第 3 議案第58号 財産の無償譲渡について
- 第 4 議案第59号 三春町特定乳児等通園支援事業の運営に関する条例
- 第 5 議案第60号 三春町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
- 第 6 議案第61号 三春町岩江児童クラブ施設設置条例
- 第 7 議案第62号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第63号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第65号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第66号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第67号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

- 第13 議案第68号 三春町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第69号 令和7年度三春町一般会計補正予算（第5号）
- 第15 議案第70号 令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第71号 令和7年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第72号 令和7年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第73号 令和7年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第19 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第20 陳情第7号 「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出について
- 第21 陳情第8号 「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について
- 第22 陳情第9号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について
- 第23 陳情第10号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書
- 第24 陳情第11号 保育士配置基準の引き上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書

《追加日程》

- 第1 発委第12号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書
- 第2 発委第13号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引上げを求める意見書
- 第3 発委第14号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書
- 第4 発委第15号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書
- 第5 発委第16号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書

6 会議次第は次のとおりである。

（開議 午後2時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 皆さんこんにちは。

ただいまより本日の会議を開きます。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第1、付託議案の委員長報告を行います。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月1日に日程設定を行い、12月3日及び5日に第1委員会室において開会し、現地調査も行いました。

議案第57号 財産の無償譲渡について

議案第58号 財産の無償譲渡について

議案第66号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例

以上の3案について財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第63号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第65号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

以上4案について総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月1日に日程設定を行い、12月3日及び5日に第4委員会室において開会いたしました。

議案第68号 三春町火入れに関する条例の一部を改正する条例

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月1日に日程設定を行い、12月3日及び5日に第3委員会室及び3階会議室において開会いたしました。また、12月4日には現地調査を行いました。

議案第59号 三春町特定乳児等通園支援事業の運営に関する条例

議案第60号 三春町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

以上2案について子育て支援課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号 三春町岩江児童クラブ施設設置条例

教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

……………・ ・ 討論及び採決 ・ ・……………

○議長 日程第2、議案第57号「財産の無償譲渡について」を議題とします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第58号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第59号「三春町特定乳児等通園支援事業の運営に関する条例について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第60号「三春町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第61号「三春町岩江児童クラブ施設設置条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第62号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第63号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第64号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第65号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第66号「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第67号「三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第68号「三春町火入れに関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第68号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第69号「令和7年度三春町一般会計補正予算(第5号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第70号「令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第71号「令和7年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第71号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第72号「令和7年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第73号「令和7年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第3号を採決します。

本案は適任ということで、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、適任と意見を付することに決定しました。

…………… 付託陳情事件の委員長報告 ……………

○議長 付託陳情事件について、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお審査については、12月3日、第4委員会室において開会いたしました。

陳情第7号「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出について

陳情者 郡山市小原田二丁目23-15

郡山地方労働組合総連合 議長 笠原浩

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

<陳情事項>

1. 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者への支援策を抜本的に拡充・強化すること。
2. 中小企業・小規模事業者の強い要望である社会保険料事業主負担分の減免や給付型支援などを実施すること。

以上について産業課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が定例会 1 2 月会議において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお審査については、1 2 月 3 日、3 階会議室において開会いたしました。

陳情第 8 号 「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について

陳情者 郡山市小原田二丁目 2 3 - 1 5

郡山地方労働組合総連合 議長 笠原浩

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

<陳情事項>

診療報酬や介護報酬などの公定価格について、物価高騰や人件費増を賄うことができる水準までただちに引き上げること。

以上について保健福祉課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

陳情第 9 号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について

陳情者 福島市舟場町 3 - 2 6

全日本年金者組合福島県本部 執行委員長 佐藤征司

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

<陳情事項>

若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善をすること。

以上について住民課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

陳情第 1 0 号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書

陳情者 福島市渡利字大豆塚 7

福島県保育連絡会 代表者 大宮勇雄

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

<陳情事項>

国に対して「保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書」を提出していただくこと。

以上について、子育て支援課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

陳情第 1 1 号 保育士配置基準の引き上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書

陳情者 福島市渡利字大豆塚 7

福島県保育連絡会 代表者 大宮勇雄

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

<陳情事項>

国に対して「保育士配置基準の引き上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書」を提出していただくこと。

以上について、子育て支援課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

……………・・ 討論及び採決 ・・……………

○議長 日程第20、陳情第7号『最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書』の提出について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、陳情第7号を採決します。

本陳情は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本陳情は、採択することに決定しました。

日程第21、陳情第8号『院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書』の提出について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、陳情第8号を採決します。

本陳情は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本陳情は、採択することに決定しました。

日程第22、陳情第9号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、陳情第9号を採決します。

本陳情は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本陳情は、採択することに決定しました。

日程第23、陳情第10号「保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、陳情第10号を採決します。

本陳情は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本陳情は、採択することに決定しました。

日程第24、陳情第11号「保育士配置基準の引き上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、陳情第11号を採決します。

本陳情は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本陳情は、採択することに決定しました。

……………追加議案の提出……………

○議長 ただいま、発委第12号「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」、発委第13号「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引上げを求める意見書」、発委第14号「物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書」、発委第15号「保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書」及び発委第16号「保育士配置基準の引き上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書」が提出されました。

この際日程に追加して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発委第12号から発委第16号を追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

議案書を掲載しますので、少々お待ち願います。

議案書の掲載は確認できましたか。

……………発委第12号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、  
中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書……………

○議長 追加日程第1、発委第12号「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 発委第12号「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」

地方自治法第99条の規定により、最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和7年12月5日提出 提出者 三春町議会経済建設常任委員会 委員長 影山常光  
意見書の内容並びに提出先等につきましては、タブレットに掲載しました意見書のとおりであります。

令和7年12月5日 三春町議会議長 影山初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第12号を採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 発委第13号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引上げを求める意見書 ……………

○議長 追加日程第2、発委第13号「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引上げを求める意見書」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発委第13号「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引上げを求める意見書」

地方自治法第99条の規定により、院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引上げを求める意見書を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和7年12月5日提出 提出者 三春町議会文教厚生常任委員会 委員長 松村妙子

意見書の内容並びに提出先等につきましては、タブレットに掲載しました意見書のとおりであります。

令和7年12月5日 三春町議会議長 影山初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第13号を採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… ● 発委第14号 物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書 ……………

○議長 追加日程第3、発委第14号「物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発委第14号「物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書」

地方自治法第99条の規定により、物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和7年12月5日提出 提出者 三春町議会文教厚生常任委員会 委員長 松村妙子

意見書の内容並びに提出先等につきましては、タブレットに掲載した意見書のとおりであります。

令和7年12月5日 三春町議会議長 影山初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第14号を採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… ● 発委第15号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書 ……………

○議長 追加日程第4、発委第15号「保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発委第15号「保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書」

地方自治法第99条の規定により、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和7年12月5日提出 提出者 三春町議会文教厚生常任委員会 委員長 松村妙子

意見書の内容並びに提出先等につきましては、タブレットに掲載しました意見書のとおりであります。

令和7年12月5日 三春町議会議長 影山初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第15号を採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

・・・ 発委第16号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書 ・・・

○議長 追加日程第5、発委第16号「保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発委第16号「保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書」

地方自治法第99条の規定により、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和7年12月5日提出 提出者 三春町議会議長 影山初吉 委員長 松村妙子

意見書の内容並びに提出先等につきましては、タブレットに掲載しました意見書のとおりであります。

令和7年12月5日 三春町議会議長 影山初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第16号を採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 町長挨拶 ……………

○議長 本定例会に付された事件は、すべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは全議案可決、承認いただきまして誠にありがとうございます。引き続き円滑な事務遂行に努めてまいります。

今年を振り返ってみますと、今回の会議冒頭に申し上げたとおり、合併70周年を迎え非常に明るく華やかな話題が多い年でありました。ただ一方では三春病院の指定管理者の撤退問題、そして米騒動に代表される物価高に悩んだ年でもありました。

指定管理者三春病院の今後につきましては年末年始を挟みますが、引き続き知恵と汗を出して三春町民の地域医療の確保に努めてまいります。また、物価高対策につきましては、この後全員協議会の中で重点支援臨時交付金の事務進捗状況について説明を申し上げますが、可能性としてはもしかすると年を押し迫ってから、もしくは年明け早々会議をお願いする場合がございます。その際には是非ともご協議くださいますようお願い申し上げます。

まだ少し気が早いんですが日に日に押し迫ってまいりました。今年一年、建設的なご意見そして力強いご支援をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げて今回12月会議の閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

今年一年誠にありがとうございました。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、令和7年三春町議会定例会12月会議を散会します。ご苦勞様でした。

(閉会 午後 2時47分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月5日

福島県田村郡三春町議会

議 長 影 山 初 吉

署 名 議 員 篠 崎 聡

署 名 議 員 橋 本 善一郎

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第57号	財産の無償譲渡について	全 員	原案可決
議案第58号	財産の無償譲渡について	全 員	原案可決
議案第59号	三春町特定乳児等通園支援事業の運営に関する条例	全 員	原案可決
議案第60号	三春町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例	全 員	原案可決
議案第61号	三春町岩江児童クラブ施設設置条例	全 員	原案可決
議案第62号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第63号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第64号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第65号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第66号	三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第67号	三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第68号	三春町火入れに関する条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第69号	令和7年度三春町一般会計補正予算（第5号）	全 員	原案可決
議案第70号	令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	全 員	原案可決
議案第71号	令和7年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	全 員	原案可決
議案第72号	令和7年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）	全 員	原案可決
議案第73号	令和7年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）	全 員	原案可決
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	適 任
発委第12号	最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書	全 員	原案可決
発委第13号	院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引上げを求める意見書	全 員	原案可決
発委第14号	物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書	全 員	原案可決
発委第15号	保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書	全 員	原案可決
発委第16号	保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書	全 員	原案可決